

高島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

高 島 市
平成 30 年 3 月

目 次

第1章 計画改定目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の改訂目的と位置付け・・・・・・・・・・ 1-1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・ 1-3
3. 計画の性格と役割・・・・・・・・・・ 1-3

第2章 地域の概況

1. 位置および地勢・・・・・・・・・・ 2-1
2. 気候・・・・・・・・・・ 2-2
3. 人口および世帯・・・・・・・・・・ 2-3
 - (1) 人口・世帯数・・・・・・・・・・ 2-3
 - (2) 年齢別人口・・・・・・・・・・ 2-4
4. 産業の動向・・・・・・・・・・ 2-5
 - (1) 事業所・・・・・・・・・・ 2-5
 - (2) 観光・・・・・・・・・・ 2-7
5. 都市基盤整備・・・・・・・・・・ 2-8
 - (1) 道路・・・・・・・・・・ 2-8
 - (2) 鉄道・・・・・・・・・・ 2-8
 - (3) バス・・・・・・・・・・ 2-8
 - (4) 土地利用状況・・・・・・・・・・ 2-9
6. 上位計画・・・・・・・・・・ 2-10
 - (1) 第2次高島市総合計画・・・・・・・・・・ 2-10
 - (2) 第2次高島市環境基本計画・・・・・・・・・・ 2-11

第3章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の概況・・・・・・・・・・ 3-1
 - (1) ごみ処理の経緯・・・・・・・・・・ 3-1
 - (2) 処理対象とするごみの種類・・・・・・・・・・ 3-2
2. ごみ処理体制・・・・・・・・・・ 3-3
 - (1) ごみ処理の流れ・・・・・・・・・・ 3-3
 - (2) ごみの分別・排出方法および収集体制・・・・・・・・・・ 3-6
 - (3) ごみの排出抑制のための施策・・・・・・・・・・ 3-10
 - (4) 中間処理システム・・・・・・・・・・ 3-11
 - (5) 最終処分システム・・・・・・・・・・ 3-13
3. ごみの排出量・・・・・・・・・・ 3-14
 - (1) ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・ 3-14

(2) 一人一日平均排出量の推移	3-18
(3) 高島市環境センターへのごみ搬入量実績	3-19
4. ごみの減量化・資源化の実績	3-20
(1) ごみの再資源化	3-20
(2) ごみの減量化	3-22
(3) 生ごみ堆肥化による減量化	3-22
(4) ごみの減量化・再資源化のまとめ	3-23
5. ごみ処理に関する組織体制および処理経費	3-24
(1) ごみ処理の組織体制	3-24
(2) ごみ処理経費	3-25
6. 周辺自治体の動向	3-26
(1) ごみ排出量	3-26
(2) ごみ処理量	3-27
(3) ごみの資源化量	3-28
(4) ごみの有料化	3-29
(5) 一般廃棄物処理施設等の整備状況	3-30
7. 関係法令の動向	3-35
(1) 循環型社会形成推進基本計画	3-35
(2) 基本的な方針	3-35
(3) 第四次滋賀県廃棄物処理計画	3-36
8. ごみ処理に関する課題	3-37
(1) ごみの排出に関する事項	3-37
(2) ごみの分別に関する事項	3-37
(3) 収集・運搬に関する事項	3-38
(4) 中間処理に関する事項	3-38
(5) 最終処分に関する事項	3-38
(6) その他	3-39

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針	4-1
2. 人口およびごみ排出量の予測	4-2
(1) 人口およびごみ排出量の予測方法	4-2
(2) 人口の見込み	4-3
(3) ごみ排出量および処理量の見込み	4-4
3. 計画の目標	4-5
(1) 目標値の設定	4-5

(2) ごみ排出量の見込み（目標値）	4-6
4. 施策の体系	4-8
5. 重点施策	4-9
(1) 「生ごみ減量化・プラスチック製容器包装類資源化」の推進	4-9
6. 主要施策と市民・事業者の取り組み	4-10
(1) 主要施策	4-10
(2) ごみの排出抑制と再資源化	4-11
7. ごみの適正処理に関する基本的事項	4-14
(1) 収集運搬計画	4-14
(2) 中間処理計画	4-15
(3) 最終処分計画	4-17
(4) その他の計画	4-18

第 1 章 計画改定の目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の改訂目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「廃棄物処理法」という。)は、廃棄物の減量・再資源化および適正処理の確保ならびに廃棄物処理施設の整備を大きな柱として平成 3 年 10 月に改正され、平成 4 年 7 月に施行されたところです。

廃棄物処理法第 6 条第 1 項においては、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画および一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされています。

高島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、以上に示した法に基づき高島市(以下「本市」という。)のごみ処理について、その基本方針を定めたものです。

本計画は、平成 24 年 3 月に策定した現行の基本計画の見直しであることから、目標年度(平成 38 年度)は変更せずに、基本計画策定から平成 28 年度までの実績や本市の廃棄物処理の方針の変更を基に見直しを行い、平成 30 年度以降の取り組みをまとめたものです。

本計画の位置付けは、図 1-1-1 に示すとおりです。

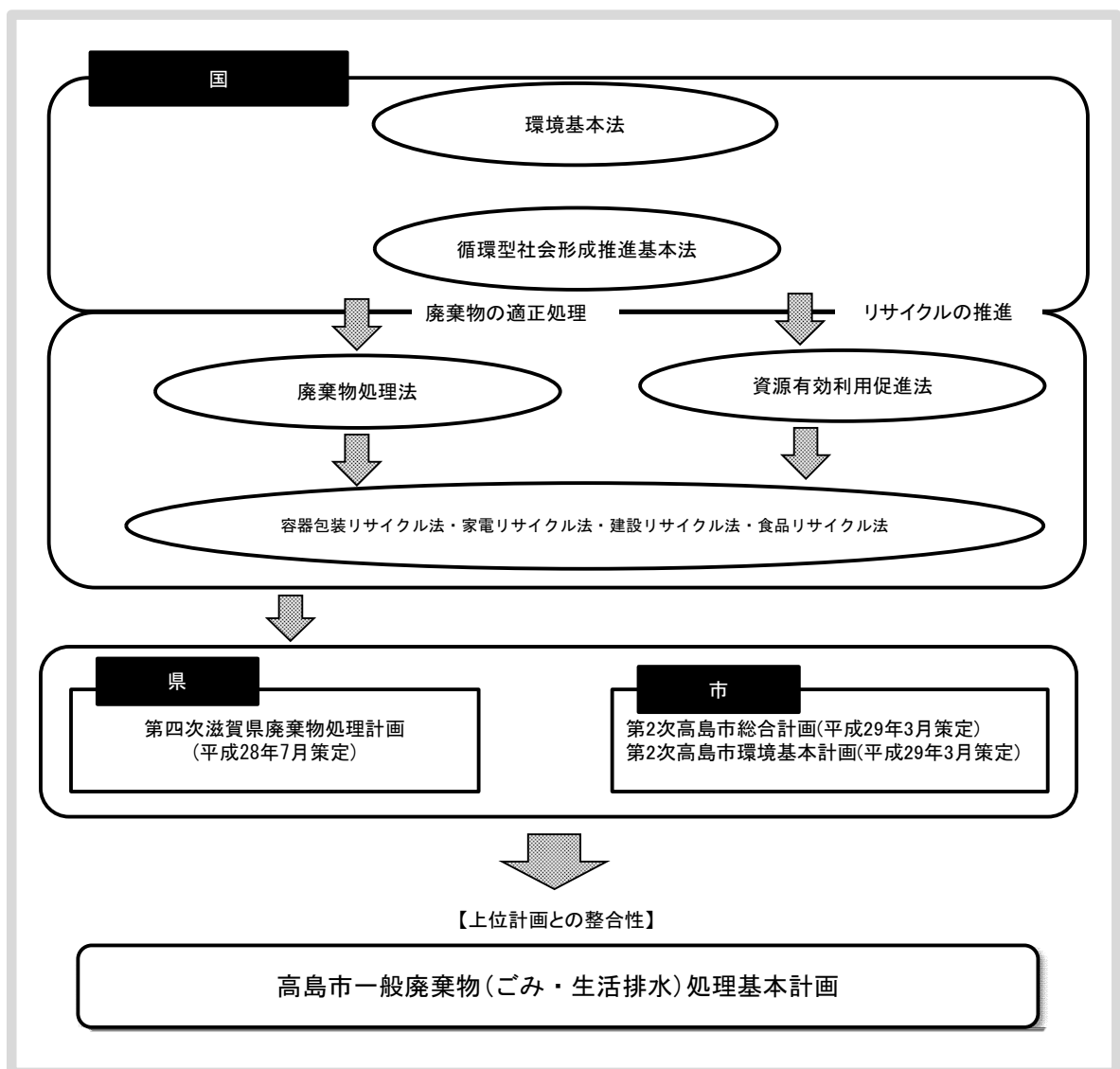


図 1-1-1 本計画の位置付け

2. 計画の期間

本計画は、前回基本計画の見直しであることから、目標年度(平成 38 年度)は変更せずに、平成 38 年度までのごみ処理に関する基本方針を示すものとします。

なお、本計画は概ね 5 年後に改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものとします。

計画対象地域：本市全域

計画期間：平成 24 年度～平成 38 年度(15 年間)

計画改定年：平成 29 年度

計画目標年：平成 38 年度

3. 計画の性格と役割

本計画は、本市が長期的、総合的視点に立ってごみの適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の清掃行政執行のための目安を設定したものです。

したがって、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性あるごみ処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものとします。

第2章 地域の概況

1. 位置および地勢

本市は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は 693km²（うち琵琶湖の面積 181.64 km²）、総人口は 50,012 人(平成 29 年 3 月末現在)を擁しています。

本市の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接しています。



図 2-1-1 位置図

2. 気候

本市の気象に関する概要は、表 2-2-1 と図 2-2-1 に示します。

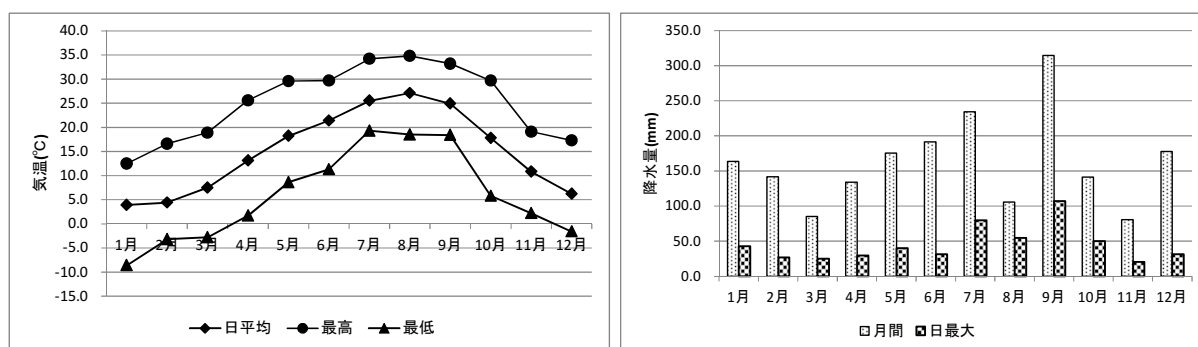
本市の今津地域気象観測所における平成 28 年の観測記録によると、年間降水量は 1,948mm であり、年平均気温は 14.2℃となっています。

気候的には積雪量の多い日本海型気候で、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばみられます。

表 2-2-1 降水量および気温等

年/項目	降水量 (mm)	気温 (°C)			最深雪量 (cm)
	年間	日平均	最高	最低	
H19	1,907.0	14.4	35.9	-4.7	13
H20	1,889.0	14.1	35.0	-5.7	65
H21	1,786.0	14.2	34.3	-8.5	44
H22	2,201.5	14.5	35.2	-3.3	13
H23	2,507.0	13.9	34.4	-4.8	57
H24	2,122.0	13.8	33.9	-9.2	85
H25	2,084.0	14.1	34.3	-7.0	24
H26	1,865.5	13.9	36.2	-4.5	38
H27	2,197.5	14.7	34.9	-2.6	39
H28	1,948.0	14.2	34.8	-8.6	21
1月	164.0	3.9	12.5	-8.6	21
2月	142.0	4.4	16.6	-3.2	9
3月	85.5	7.5	18.9	-2.8	7
4月	134.0	13.1	25.6	1.7	0
5月	175.5	18.2	29.6	8.6	0
6月	191.5	21.4	29.7	11.3	0
7月	234.5	25.5	34.2	19.3	0
8月	106.0	27.1	34.8	18.5	0
9月	314.5	24.9	33.2	18.4	0
10月	141.5	17.8	29.7	5.8	0
11月	81.0	10.8	19.1	2.2	0
12月	178.0	6.2	17.3	-1.6	0

出典 気象庁気象統計情報（観測地点 彦根気象台 今津地域気象観測所）



出典：気象庁気象統計情報（観測地点 彦根気象台 今津地域気象観測所）

図 2-2-1 降水量および日平均・最高・最低気温の推移（平成 28 年）

3. 人口および世帯

(1) 人口・世帯数

人口および世帯数の推移を表 2-3-1 と図 2-3-1 に示します。

人口は、平成 19 年の 54,793 人から 4,781 人減少し、平成 28 年は 50,012 人となっています。

世帯数は、平成 19 年の 19,361 世帯と比べ、平成 28 年では 20,287 世帯と増加しており、1 世帯当たり人口は、平成 19 年の 2.83 人から平成 28 年には 2.47 人に減少しています。このことから、核家族化の進行や単身世帯の増加等が伺えます。

表 2-3-1 人口および世帯数の推移

年度	世帯数	男	女	総人口	世帯人員
H19	19,361	26,714	28,079	54,793	2.83
H20	19,536	26,523	27,936	54,459	2.79
H21	19,651	26,350	27,792	54,142	2.76
H22	19,785	26,119	27,522	53,641	2.71
H23	19,834	25,815	27,239	53,054	2.67
H24	19,907	25,522	26,870	52,392	2.63
H25	20,060	25,313	26,590	51,903	2.59
H26	20,145	25,072	26,277	51,349	2.55
H27	20,200	24,680	25,979	50,659	2.51
H28	20,287	24,364	25,648	50,012	2.47

各年度3月31日現在

出典：高島市HP 高島市の人口・世帯数

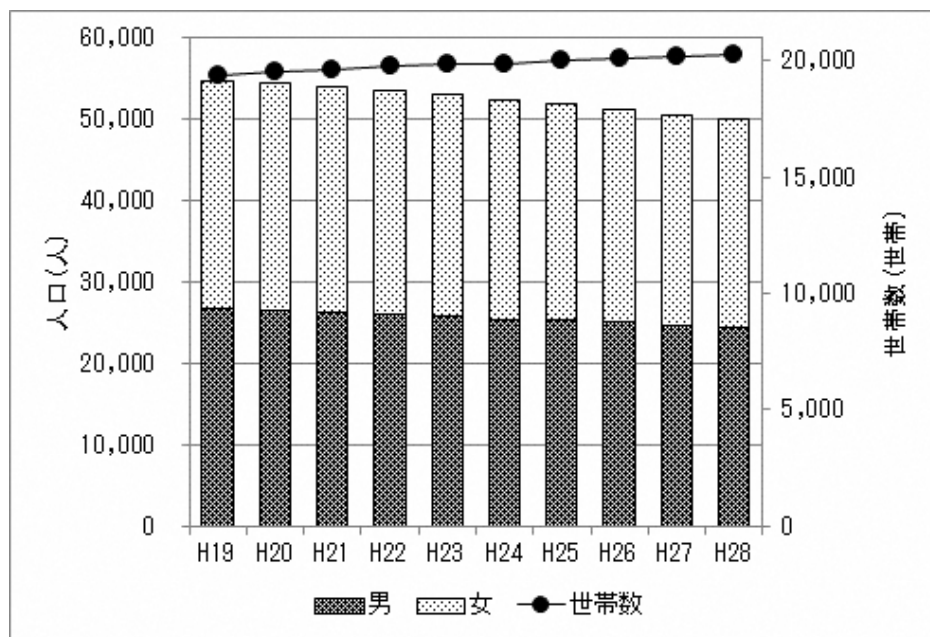


図 2-3-1 人口および世帯数の推移

(2) 年齢別人口

平成 29 年 4 月 1 日における年齢別人口の状況を図 2-3-2 に示します。

65 歳以上の老年人口比率が 33.5%と高くなっています。

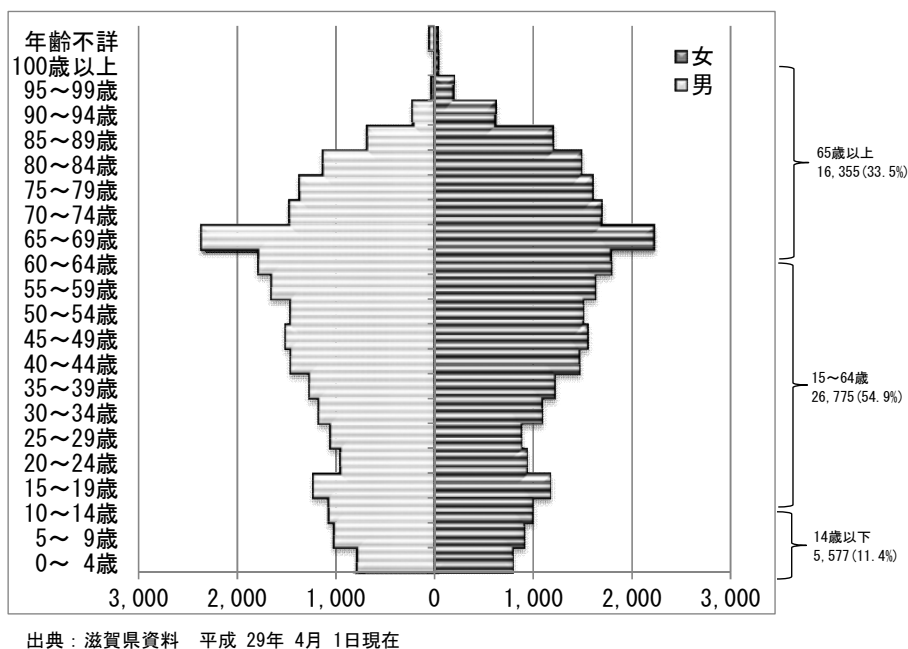


図 2-3-2 年齢別人口

4. 産業の動向

(1) 事業所

事業所数および従業者数の推移を表 2-4-1 と図 2-4-1 に示します。また、平成 26 年度の産業（大分類）別の事業所数および従業者数を表 2-4-2 と図 2-4-2 に示します。

事業所数、従業者数ともに平成 24 年までは減少傾向にありましたが、平成 26 年調査では、増加に転じています。

産業別にみると、事業所数は卸売業・小売業、製造業、建設業、飲食店・宿泊業の割合が高く、従業者数では、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉業の割合が高くなっています。

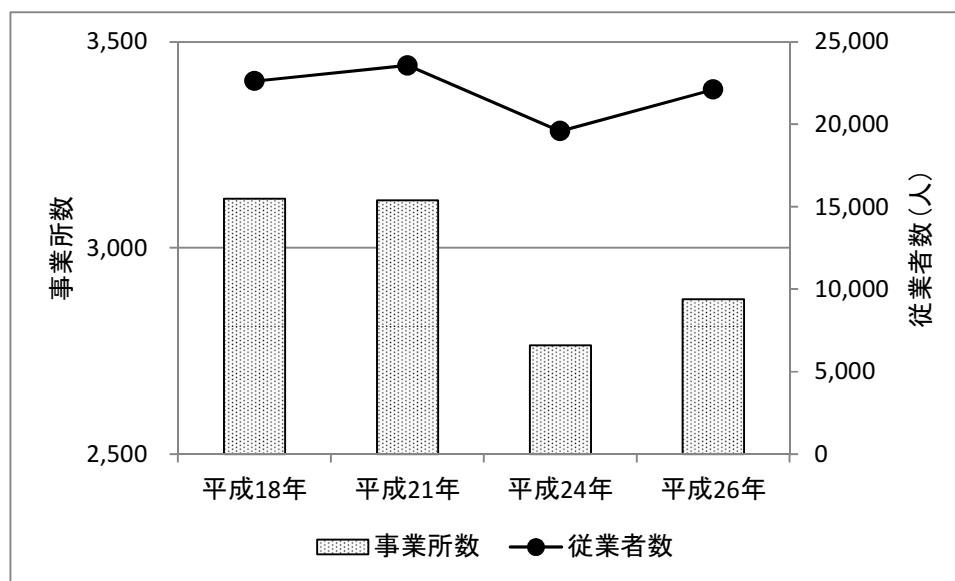
表 2-4-1 事業所および従業者数の推移

項目/年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年
事業所数	3,120	3,116	2,764	2,876
従業者数	22,619	23,569	19,572	22,091

7月1日現在（ただし、平成18年は10月1日現在、平成24年は2月1日現在）

※平成24年は民営事業所のみ

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス



出典：事業所・企業統計調査（平成 13 年、平成 18 年）、経済センサス-基礎調査（平成 21 年）

注. 平成 13 年と平成 18 年は 10 月 1 日、平成 21 年は 7 月 1 日現在の数値である。

図 2-4-1 事業所および従業者数の推移

表 2-4-2 産業別の事業所数および従業者数

産業分類	平成18年		平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	18	190	25	344	22	237	25	289
農林漁業	18	190	25	344	22	237	25	289
第二次産業	1,085	7,898	999	7,505	905	7,074	854	6,656
鉱業	3	13	4	10	2	11	1	3
建設業	465	2,148	439	1,891	394	1,846	374	1,731
製造業	617	5,737	556	5,604	509	5,217	479	4,922
第三次産業	2,017	14,531	2,092	15,720	1,837	12,261	1,997	15,146
電気・ガス・熱供給・水道業	8	82	6	89	1	12	3	39
情報通信業	11	53	12	19	9	71	11	16
運輸業	43	434	64	881	59	867	54	507
卸売・小売業	722	4,336	715	4,382	645	3,970	649	3,876
飲食店、宿泊業	324	1,587	332	2,120	302	1,764	322	263
金融・保険業	25	314	26	281	28	285	23	195
不動産業	31	119	60	206	54	194	46	300
学術研究、専門・技術サービス業	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	70	220	88	1,900
生活関連サービス業、娯楽業	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	185	993	201	946
教育、学習支援業	109	1,014	116	1,054	66	254	113	1,040
医療、福祉	149	2,207	150	2,445	134	2,245	182	3,284
複合サービス事業	43	684	28	345	26	369	25	282
サービス業	520	2,088	548	2,385	258	1,017	244	1,029
公務(他に分類されないもの)	32	1,613	35	1,513	・ ・ ・	・ ・ ・	36	1,469
計	3,120	22,619	3,116	23,569	2,764	19,572	2,876	22,091

7月1日現在(ただし、平成18年は10月1日現在、平成24年は2月1日現在)

※平成24年は民営事業所のみ

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

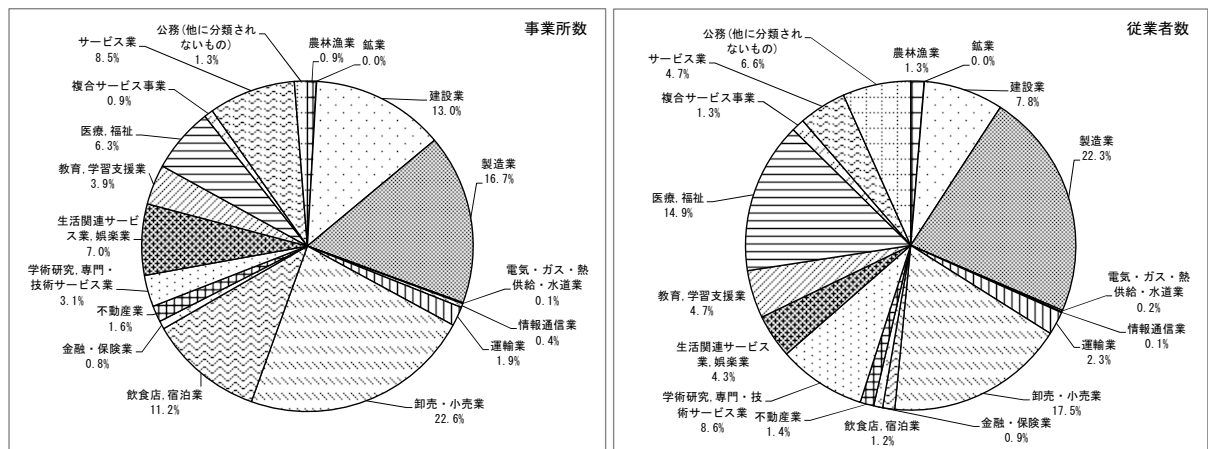


図 2-4-2 事業所数・従業者数構成比（平成 26 年実績）

(2) 観光

本市の観光名所は、海津大崎の桜、メタセコイア並木、マキノ高原(マキノ)、家族旅行村ビラデスト今津、ザゼンソウ群生地(今津)、グリーンパーク想い出の森、朽木温泉てんくう(朽木)、近江聖人中江藤樹記念館(安曇川)、白鬚神社、ガリバー青少年旅行村、畑の棚田(高島)など多くの景勝地や観光施設が存在しています。本市における観光入込客数の推移を表 2-4-3 に示し、平成 26 年度における構成比を図 2-4-3 に示します。観光入込客数は、平成 26 年度には増加に転じています。また、平成 26 年度実績では、スポーツ施設・キャンプ場と公園・テーマパーク等の割合が高くなっています。(その他を除く)

表 2-4-3 観光入込客数

(単位：人)

年度	平成24年		平成25年		平成26年	
	観光客数	外国人数	観光客数	外国人数	観光客数	外国人数
総 数	4,124,000	2,585	4,122,600	1,090	4,177,500	1,924
自 然	152,000	—	163,500	—	187,900	4
歴 史	199,700	11	199,600	27	202,200	104
博物館・美術館等	37,700	29	37,400	43	38,000	15
温 泉 ・ 健 康	50,500	—	48,000	—	47,900	0
ス ポ ー ツ 施 設、 キ ャ ン プ 場 等	833,800	220	814,500	242	759,900	48
水 泳 場 ・ マ リ ー ナ	97,200	600	112,400	—	200,200	582
公 園 テ ー マ パ ー ク 等	832,400	—	825,300	—	697,800	10
都 市 型 観 光 (買 物 ・ 食 等)	221,600	—	197,900	132	48,200	0
そ の 他	1,642,900	1,564	1,661,900	565	1,954,900	993
行 祭 事 ・ イ ベ ン ト	56,300	161	63,100	81	40,500	168

出典：高島市統計書 平成28年(2016年)版 高島市 「滋賀県観光入込各統計調査書」

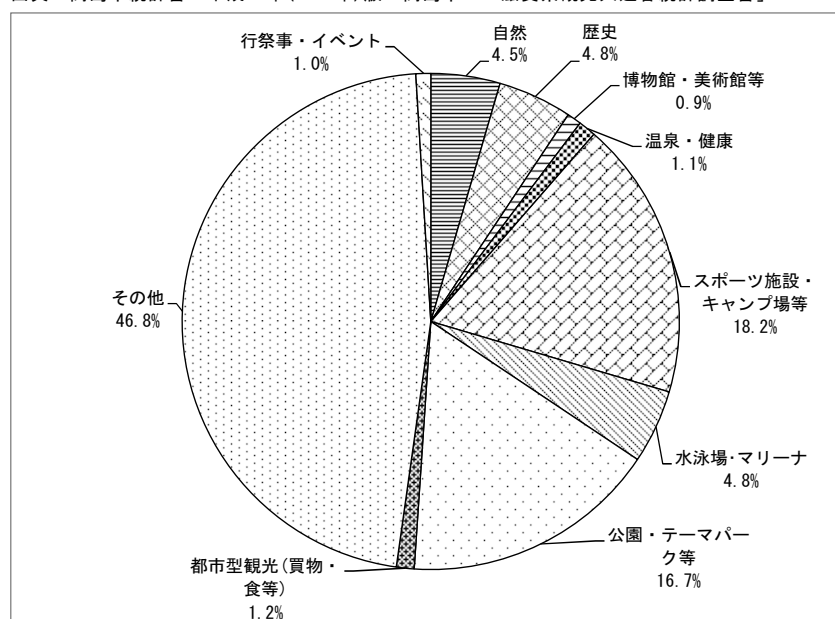


図 2-4-3 観光入込客数割合（平成 26 年）

5. 都市基盤整備

(1) 道路

本市の主要幹線（図 2-5-1 参照）は、琵琶湖の西側沿いに JR 湖西線と平行して本市を南北に貫く国道 161 号のほか、国道 303 号は滋賀県湖北地域と若狭町を結び、国道 367 号は本市と大津市、京都市を結んでいます。また、主要地方道として県道小浜朽木高島線、太田安井川線および海津今津線などが通っているほか、琵琶湖岸を周遊する湖周道路などの一般県道や市道があり、地域内外を結ぶ役割を担っています。

(2) 鉄道

本市の鉄道交通（図 2-5-1 参照）は、琵琶湖の西側沿いに京都府京都市山科区の山科駅から、琵琶湖の西岸を経由して滋賀県長浜市の近江塩津駅に至る JR 湖西線があります。本市内には、マキノ、近江中庄、近江今津、新旭、安曇川、近江高島の 6 駅があります。

(3) バス

本市内のバス交通は、路線バス、コミュニティバス、市営バス、定時および予約乗り合いタクシーの 26 路線があります。自家用車の普及によってバスの利用者は減少傾向にありますが、高齢者・児童生徒など市民にとって、移動手段としての重要性は高く、利便性を維持しつつ、効率的な運行体制を確立する必要があります。



出典：高島市都市計画マスタープラン 平成 24 年 3 月策定
平成 29 年 7 月 部分改訂 高島市

図 2-5-1 道路概略図

(4) 土地利用状況

地目別面積の推移を表 2-5-1 に示し、平成 27 年における評価分地目別面積割合を図 2-5-2 に示します。

平成 27 年実績では、最も割合が多いのは山林で評価分面積のうち 56.7%を占めています。次いで田 25.2%、宅地 6.6%、原野が約 5.8%と続いており、山林および田・畑としての利用が大部分を占めています。

表 2-5-1 地目別面積の推移

(単位: m²)

地目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総面積	511,360,000	511,360,000	511,360,000	511,120,000
評価分総面積	192,760,190	191,982,231	191,812,965	191,784,642
田	48,522,399	48,460,114	48,374,214	48,323,021
畑	5,588,548	5,569,309	5,565,144	5,543,478
宅地	12,616,677	12,637,038	12,703,892	12,713,241
池沼	318,750	318,750	318,750	316,038
山林	109,350,073	108,932,107	108,774,957	108,656,973
牧場	5,593	5,593	5,593	5,593
原野	11,520,197	11,232,649	11,233,337	11,181,997
雑種地	4,837,953	4,826,671	4,837,078	5,044,301
その他	-	-	-	-
非評価分総面積	318,599,810	319,377,769	319,547,035	319,335,358

1月1日現在

出典：高島市統計書 平成28年(2016年)版 高島市 「税務課「概要調書」」

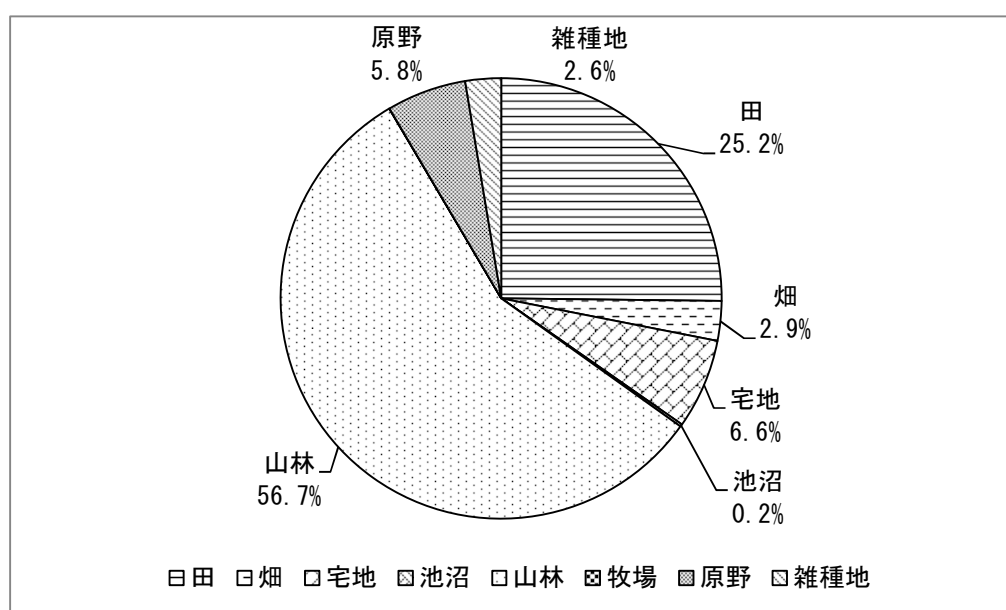


図 2-5-2 評価分地目別面積割合（平成 27 年）

6. 上位計画

(1) 第2次高島市総合計画

図2-6-1に「第2次 高島市総合計画」(平成29年3月)の体系と廃棄物に関連する施策を示します。

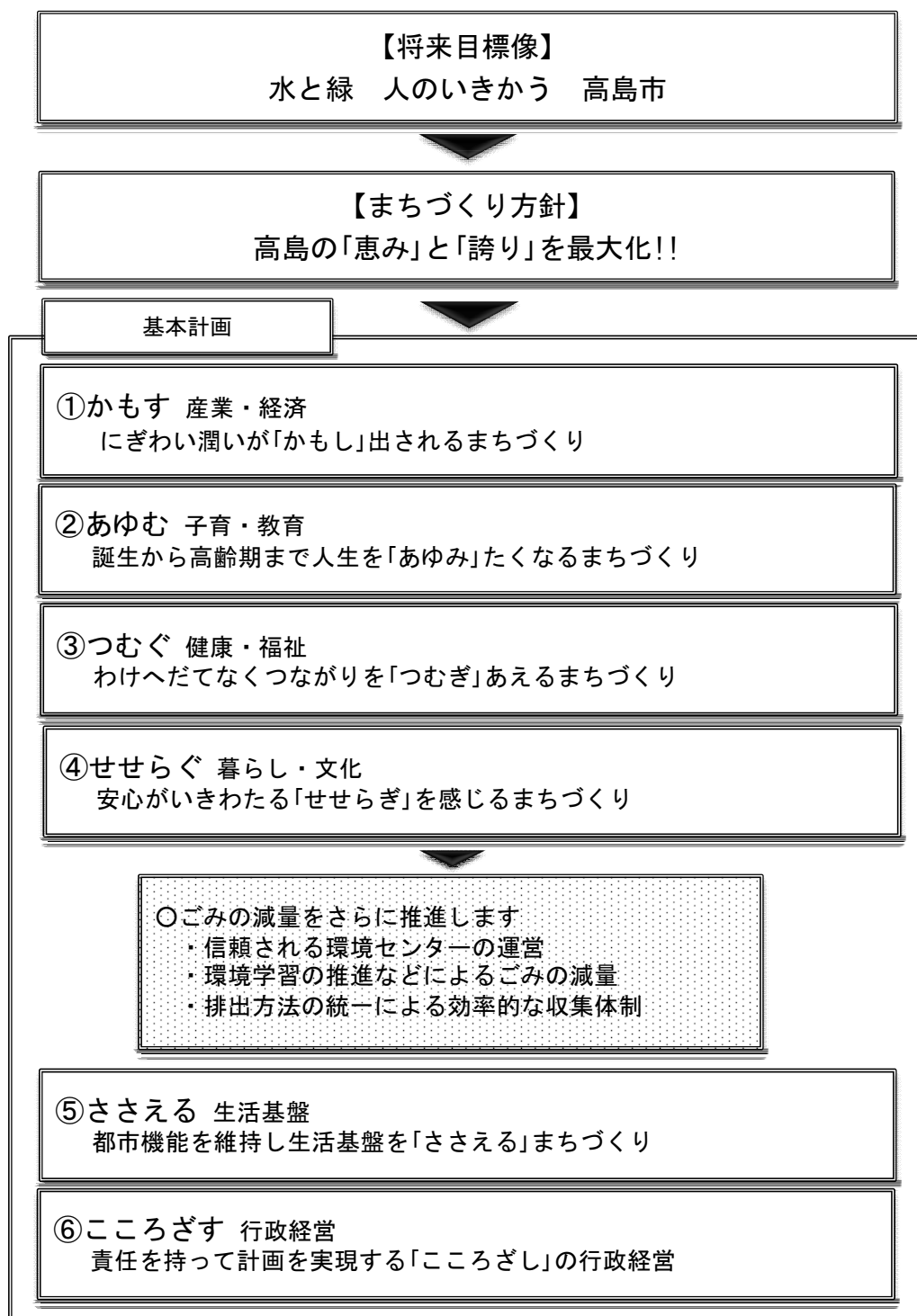


図 2-6-1 総合計画の体系

(2) 第2次高島市環境基本計画

図2-6-2に「第2次 高島市環境基本計画」(平成29年3月)の体系と廃棄物に関連する施策と数値目標を示します。

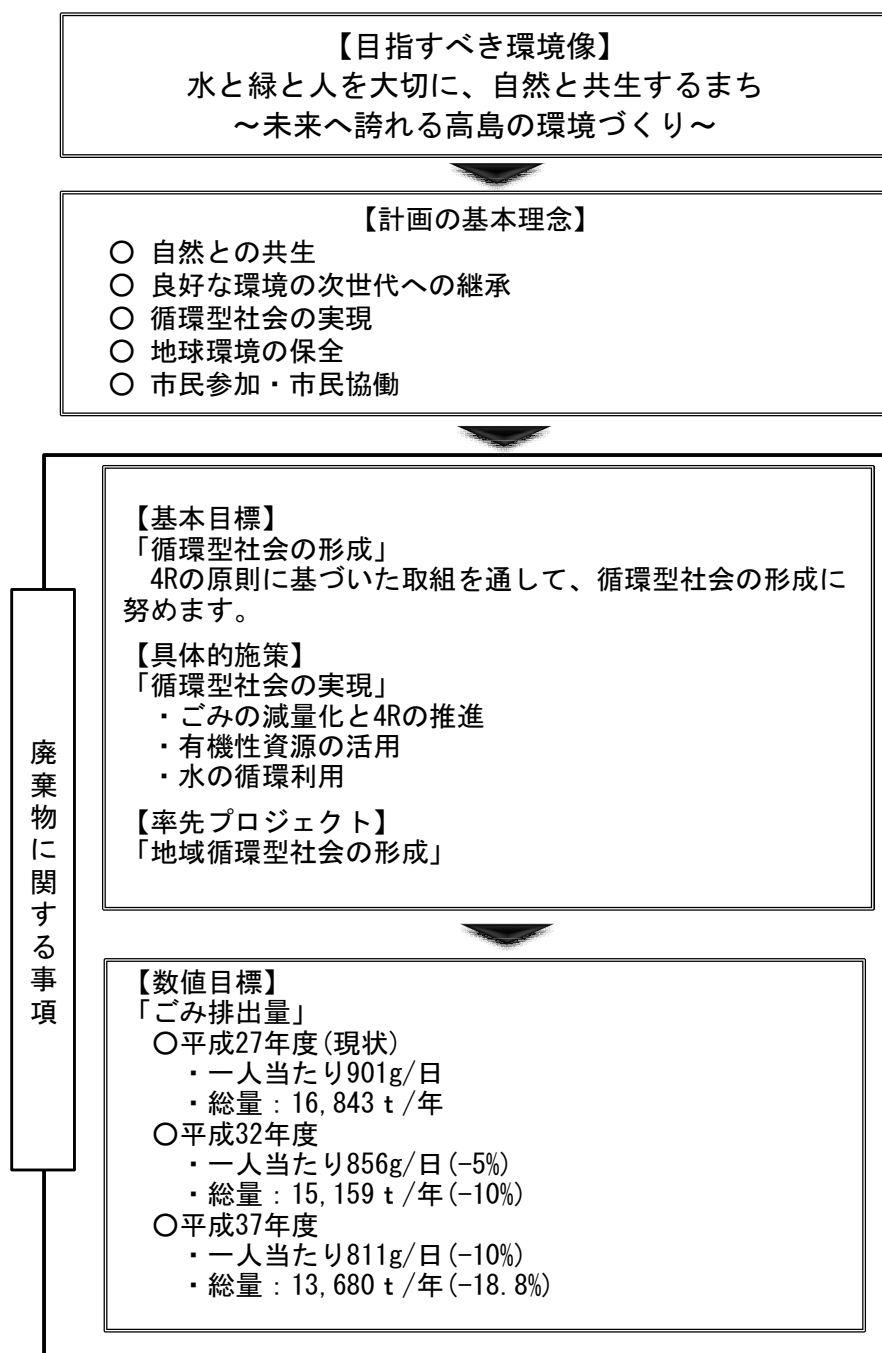


図2-6-2 環境基本計画の体系と廃棄物に関する事項

第3章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の概況

(1) ごみ処理の経緯

本市の一般廃棄物処理の経緯を表3-1-1に示します。

表3-1-1 本市の一般廃棄物処理の経緯

年	月	経緯
昭和 46	8	湖西地域広域市町村圏事務組合設立
昭和 61	4	湖西広域環境センター業務開始
平成 11	11	湖西広域連合設立
平成 15	4	ガス化溶融炉新設
平成 16	4	リサイクルプラザ施設新設
平成 17	1	町村合併
平成 17	1	高島市環境センター（名称変更）
平成 23	4	市内全域の収集日の見直し
平成 23	4	高島市環境センター直接搬入ごみの有料化
平成 23	4	高島市ごみ減量大作戦～紙ごみ減量プロジェクト～の実施（H23.4～H26.3）
平成 26	4	高島市環境センターのばいじんダイオキシン類濃度の基準超過事案発生
平成 27	7	使用済み小型家電ボックス回収の開始
平成 28	4	プラスチックボトルの分別収集を市全域で開始

(2) 処理対象とするごみの種類

処理対象とするごみの種類を図 3-1-1 に示します。

本市では、家庭より排出される家庭系一般廃棄物および事業所より排出される事業系一般廃棄物等、市内の環境保全上で必要なごみを処理対象としています。

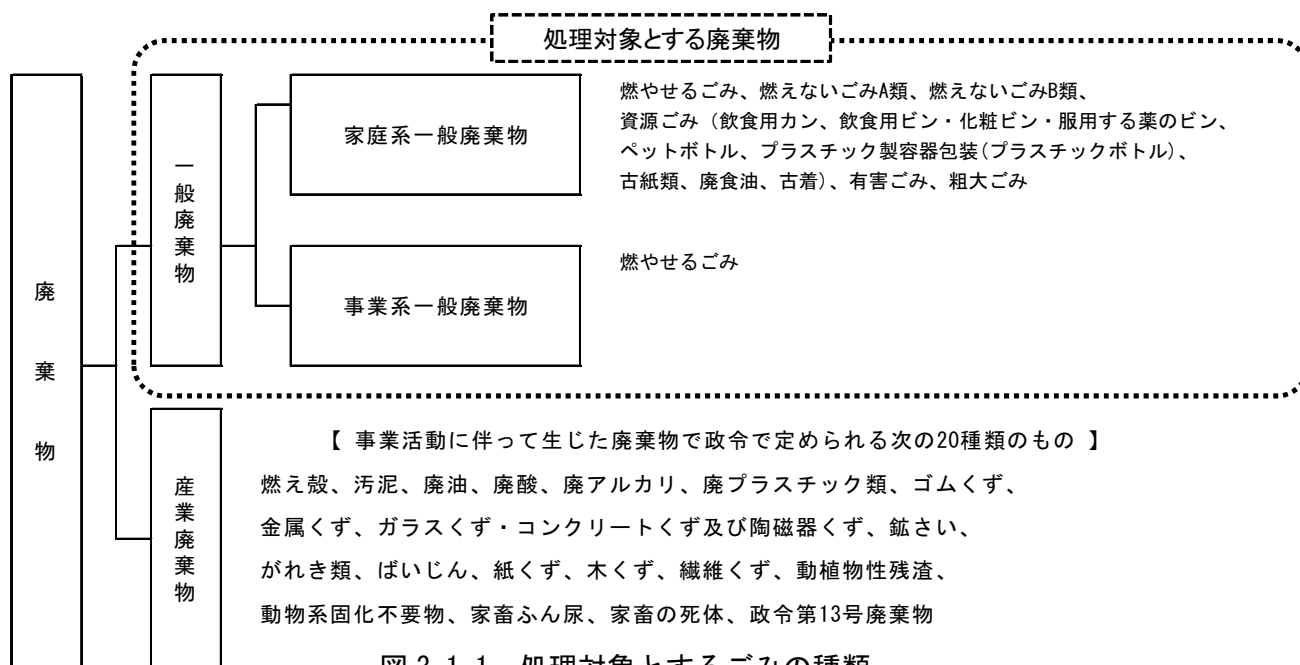


図 3-1-1 処理対象とするごみの種類

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理の流れ

本市の平成 30 年 2 月までのごみ処理の流れを図 3-2-1 に示し、平成 30 年 3 月以降のごみ処理の流れを図 3-2-2 に示します。

本市で排出される燃やせるごみは、民間委託収集による収集運搬により高島市環境センター(焼却施設)へ搬入し中間処理を行なっていますが、平成 30 年 3 月以降は、高島市環境センターに集積後、県外の民間業者への委託により焼却処理します。

なお、燃えないごみ B 類、飲食用缶、飲食用ビン等、ペットボトル、プラスチックボトルおよび粗大ごみは、平成 30 年 3 月以降も高島市環境センター(リサイクルプラザ施設)に搬入後、破碎・選別等の処理を行い資源化します。

古紙類、古着類は、委託業者により収集後、直接古紙引取業者に引き渡しています。有害ごみ(蛍光灯・乾電池)は、委託業者による収集後、高島市環境センター(リサイクルプラザ施設)で一時保管後、専門の業者により適正に処分しています。廃食油についても、委託業者による収集後、委託業者によって燃料化しています。

燃えないごみ A 類(陶磁器類、ガラス類、電球等)は、委託業者による収集後、マキノ、安曇川、高島地区は大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)へ搬入し、その他の地区は地区の不燃物処理場で埋立処分しています。

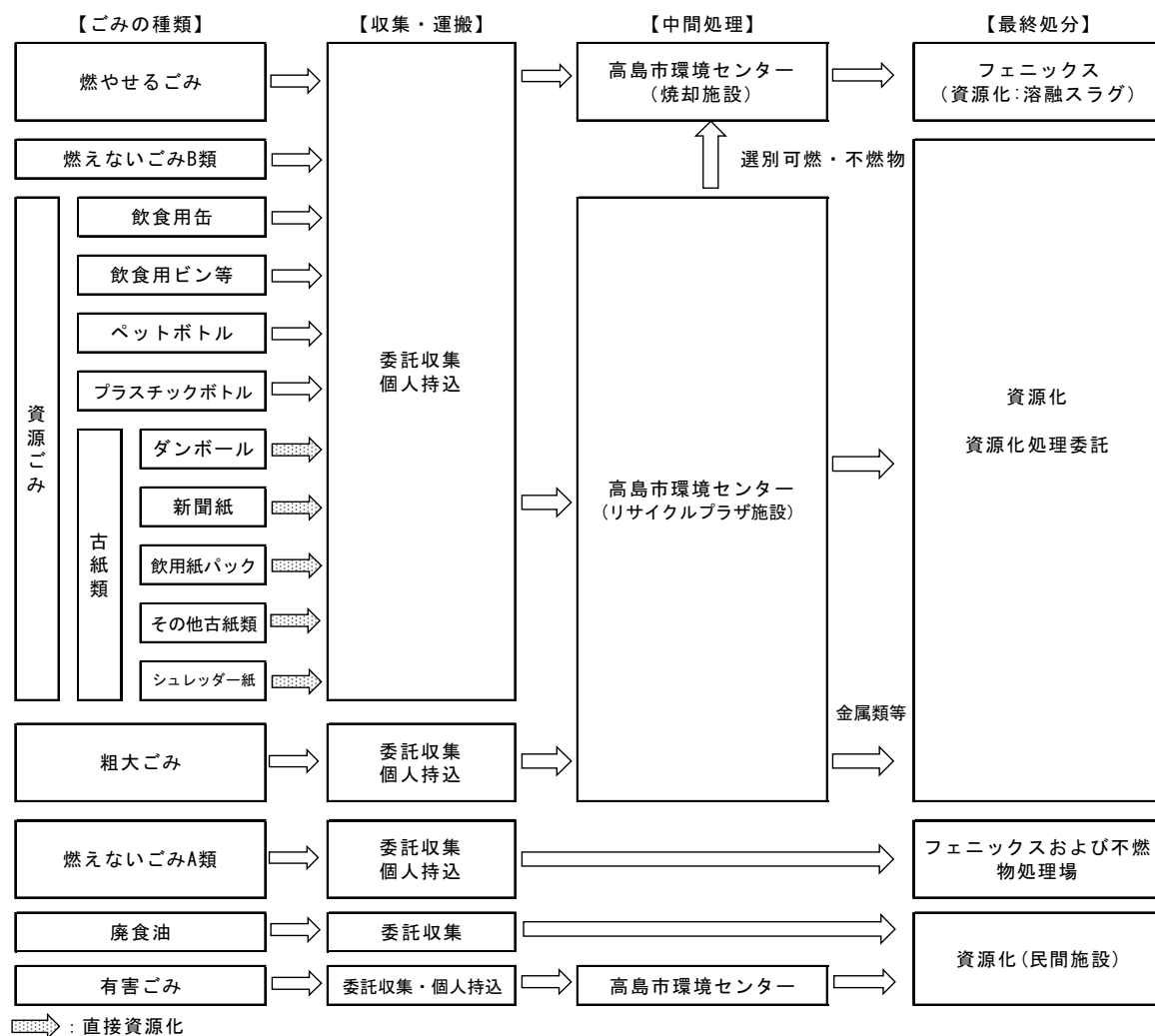


図 3-2-1 ごみ処理の流れ(平成 30 年 2 月まで)

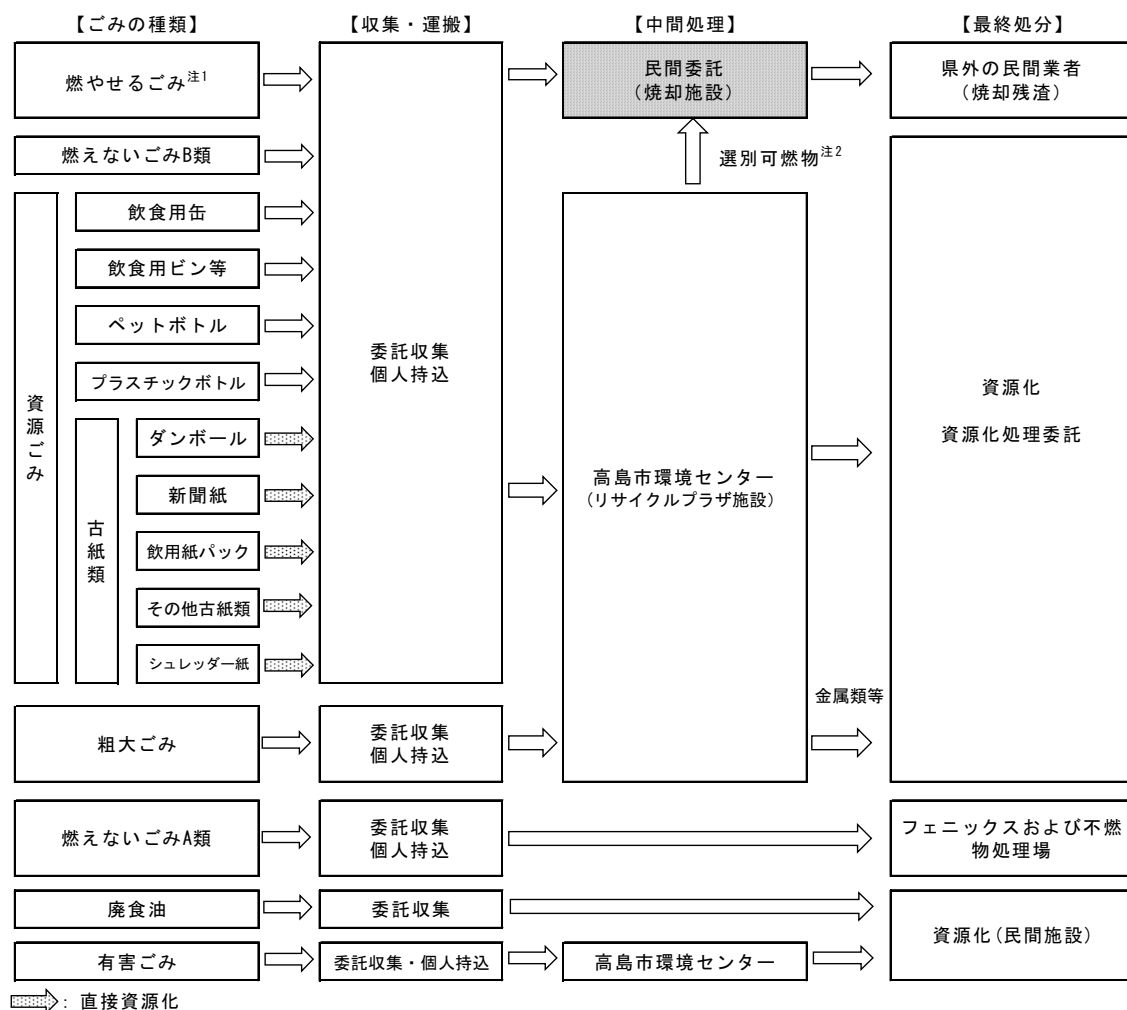


図 3-2-2 ごみ処理の流れ(平成 30 年 3 月以降)

(2) ごみの分別・排出方法および収集体制

1) 計画処理区域

計画処理区域は本市全域を対象としています。

2) 収集運搬体制等

収集運搬の体制を表 3-2-1 に示します。

収集運搬は、委託収集および直接搬入により行っています。事業系ごみについては、燃やせるごみのみ市の委託業者が収集しています。

収集頻度は、燃やせるごみは 2 回/週、燃えないごみ(A・B 類)は 1 回/月、それ以外のごみは概ね 2 回/月ですが、有害ごみとプラスチックボトルは地域により異なります。

表 3-2-1 収集運搬体制

NO	ごみの種類	収集頻度	収集運搬	処分	搬入先
1	燃やせるごみ	2回/週	委託	直営	高島市環境センター
2	燃えないごみA	1回/月	委託	直営・委託	不燃物処理場*4
3	燃えないごみB	1回/月	委託	直営	高島市環境センター
4	飲食用缶	2回/月	委託	直営	高島市環境センター
5	飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン	2回/月	委託	直営	高島市環境センター
6	ペットボトル	2回/月	委託	直営	高島市環境センター
7	有害ごみ 蛍光管	2回/月・随時*1	委託	直営	高島市環境センター
8	〃 乾電池		委託	直営	
9	廃食油	*2	委託	売却	委託業者
10	新聞	2回/月	委託	売却	古紙引取業者
11	段ボール	2回/月	委託	売却	
12	その他古紙(雑紙)	2回/月	委託	売却	
13	飲用紙パック	2回/月	委託	売却	
14	シュレッダー紙	2回/月	委託	売却	
15	古着	2回/月	委託	売却	
16	プラスチックボトル	1回・2回/月*3	委託	直営	高島市環境センター
17	粗大ごみ	-	排出者・委託	直営	高島市環境センター
18	小型家電	-	委託	委託	委託業者
19	ガレキ類	-	排出者	直営	不燃物処理場*5

*1 マキノ、高島地域：2回/月、その他の地域：随時

*2 マキノ、高島、新旭地域：定められた日、その他の地域：定められた頻度

*3 高島地域：2回/月、高島地域以外：1回/月

*4 マキノ、安曇川、高島地域はフェニックスに搬入、今津、新旭、朽木地域は地域の不燃物処理場に搬入

*5 今津、朽木地域

3) 分別収集の区分と処理・処分方法

分別収集の区分と処理・処分方法を表 3-2-2 に示します。

ごみ種は、燃やせるごみ、燃えないごみ(A 類、B 類)、飲食用缶、飲食用ビン類、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、廃食油、小型家電およびガレキ類(今津地域・朽木地域)に分類されます。

表 3-2-2 分別収集の区分等

NO	ごみの種類		品目	処理・処分
1	燃やせるごみ		・プラスチック類（ビデオテープ、ナイロン、ビニール、小型プラスチック 等） ・発泡スチロール ・アルミホイル ・生ごみ ・衛生用品 ・布 ・靴 ・CD、DVD 等	焼却施設
2		A類	・陶器類（茶碗、皿、花瓶、植木鉢 等） ・ガラス製品類（コップ、窓ガラス 等） ・電球	
3	燃えないごみ	B類	・小型金属類（スプレー缶、フライパン、はさみ 等） ・小型電気製品類（アイロン、ゲーム機、電気コード 等） ・栄養ドリンクのキャップ ・傘	資源化施設
4	飲食用缶		・ビール缶 ・ジュース缶 ・お菓子の缶（クッキー、あられ、せんべい 等） ・ペットフードの缶 ・海苔、お茶葉などの缶	資源化施設
5	飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン			資源化施設
	5-1	無色透明びん	・ジュースのびん、調味料のびん、化粧品のびん、海苔のびん、コーヒーのびん、服用する薬のびん、ウイスキーのびん	
	5-2	茶色びん		
	5-3	その他		
6	有害ごみ		・蛍光灯（電球型の蛍光灯を含む） ・乾電池（ボタン電池を含む）	資源化施設
7	資源ごみ			
	7-1	新聞	新聞配達で投函されたもの	直接資源化
	7-2	ダンボール	断面が波状になったもの	直接資源化
	7-3	その他古紙（雑紙）	段ボール、新聞紙以外のもの	直接資源化
	7-4	シュレッダー紙	細かく切断したもの	直接資源化
	7-5	飲用紙パック	牛乳パック等（中が白いもの）	直接資源化
	7-6	ペットボトル	リサイクルマークのあるものに限る	資源化施設
	7-7	プラスチックボトル	リサイクルマークのあるものに限る	資源化施設
	7-8	古着	破れていたり、汚れているもの、着れないものは除く	直接資源化
8	粗大ごみ		布団、たたみ、机、タンス、自転車、ファンヒーター、掃除機等	粗大ごみ施設
9	廃食油		天ぷら油など	燃料化施設
10	小型家電		デジタルカメラ、ゲーム機等	直接資源化
11	ガレキ類		陶磁器類、ガラス製品類、瓦、レンガ、タイル	直接最終処分

出典 高島市ホームページ、住民用パンフレット

- * 燃やせるごみで大きいものは、40cm以下に切って袋へ入れる。切れない場合は環境センターに直接搬入する。
- * 燃えないごみB類がコンテナに入らないサイズの場合は環境センターに直接搬入する。(コンテナに入らないものは収集できない)
- * 使用済小型家電回収ボックスに入らないサイズの場合は、燃えないごみB類で出す。(投入口：横28cm×縦17.5cm)
- * 長い木材などを環境センターに持ち込む場合は、短く切ってから搬入する。
- * ガレキ類は、今津地域と朽木地域のみ対象とする。

4) 地区別の分別区分

地区別の分別区分は概ね統一できていますが、今津地域と朽木地域のみガレキ類を受け入れています。また、収集方法は、ステーション方式、拠点回収およびステーションと拠点回収の併用により行っています。粗大ごみについては、高島市環境センターに直接搬入するか戸別収集により対応し、ガレキ類については、直接搬入により対応しています。(表 3-2-3)

表 3-2-3 地区別収集方法

NO	ごみの種類	マキノ地域	今津地域	朽木地域	新旭地域	安曇川地域	高島地域
1	燃やせるごみ	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
2	燃えないごみA	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
3	燃えないごみB	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
4	飲食用缶	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
5	飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
6	ペットボトル	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
7	有害ごみ 蛍光管	ステーション	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	ステーション
8	〃 乾電池	ステーション	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	ステーション
9	廃食油	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
10	新聞	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
11	段ボール	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
12	その他古紙(雑紙)	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
13	飲用紙パック	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
14	シュレッダー紙	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
15	古着	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
16	プラスチックボトル	ステーション・拠点	ステーション・拠点	ステーション・拠点	ステーション・拠点	ステーション・拠点	ステーション
17	粗大ごみ	直接・戸別	直接・戸別	直接・戸別	直接・戸別	直接・戸別	直接・戸別
18	小型家電 ^{*1}	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
19	ガレキ類	-	直接搬入	直接搬入	-	-	-

*1 回収ボックスを高島市役所・マキノ支所・今津支所・朽木支所・旧安曇川支所(教育委員会)・高島支所・マキノ公民館・安曇川公民館・朽木公民館に設置している。

5) 地区別排出容器等

排出容器は、燃やせるごみは指定袋で統一できていますが、それ以外の燃えないごみや飲食用缶、飲食用ビン、ペットボトル等は地区ごとに異なっています。(表 3-2-4)

表 3-2-4 地区別排出容器等

NO	ごみの種類	マキノ地域	今津地域	朽木地域	新旭地域	安曇川地域	高島地域
1	燃やせるごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
2	燃えないごみA	専用コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	専用コンテナ
3	燃えないごみB	専用コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ	専用コンテナ
4	飲食用缶	専用コンテナ	専用コンテナ	個人コンテナ	専用コンテナ	個人コンテナ	個人コンテナ
5	飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ
6	ペットボトル	ネット袋	ネット袋	ネット袋、専用コンテナ	ネット袋	個人コンテナ	ネット袋
7	有害ごみ 蛍光灯	専用コンテナ	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	専用コンテナ
8	〃 乾電池	専用コンテナ	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	専用缶
9	廃食用油	ポリタンク	ポリタンク	ポリタンク	ポリタンク	ポリタンク	ポリタンク
10	新聞	十文字にしる					
11	段ボール						
12	その他古紙(雑紙)						
13	飲用紙パック						
14	シュレッダー紙	中身の見える袋					
15	古着						
16	プラスチックボトル	ネット袋	ネット袋	ネット袋	ネット袋	ネット袋	ネット袋
17	粗大ごみ	-	-	-	-	-	-
18	小型家電 ^{*1}	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス
19	ガレキ類	-	-	-	-	-	-

*1 回収ボックスを高島市役所・マキノ支所・今津支所・朽木支所・旧安曇川支所(教育委員会)・高島支所・マキノ公民館・安曇川公民館・朽木公民館に設置している。

6) 中間処理および最終処分体制

中間処理・最終処分の体制を表 3-2-5 に示します。

中間処理施設および最終処分施設ともに市が運営主体となっています。高島市環境センターの焼却施設は、平成 30 年 2 月に停止し、燃やせるごみの処理は県外の民間業者へ委託します。

最終処分場は市内に 6 ヲ所存在しますが、3 ヲ所の埋立処分地は埋立が終了し、現在は今津不燃物処理場、朽木不燃物処理場、新旭饗庭不燃物処理場の 3 ヲ所が供用中です。

表 3-2-5 中間処理・最終処分の体制

区分	施設名称	運営主体	備考
中間処理	高島市環境センター(焼却施設)	直営(高島市)	*
	高島市環境センター(リサイクルプラザ施設)	直営(高島市)	
最終処分	今津不燃物処理場	直営(高島市)	埋立中
	朽木不燃物処理場	直営(高島市)	埋立中
	新旭饗庭不燃物処理場	直営(高島市)	埋立中
	高島横山不燃物処理場	直営(高島市)	埋立終了 平成21年6月
	安曇川不燃物処理場	直営(高島市)	埋立終了 平成7年3月
	マキノ不燃物処理場	直営(高島市)	埋立終了 平成16年3月

*高島市環境センター(焼却施設)は、平成30年2月に停止

(3) ごみの排出抑制のための施策

1) 生ごみの減量化

燃やせるごみの組成分析調査の結果では、燃やせるごみの 46.5%を厨芥類（生ごみ）が占めており、厨芥類（生ごみ）の約 80%を水分が占めるといわれていることから、ごみの減量のために「生ごみの水切り」について啓発活動を行っています。（図 3-2-3）

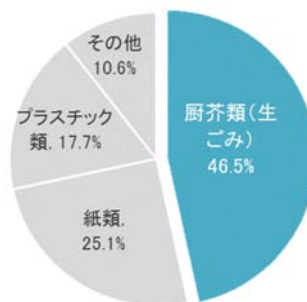


図 3-2-3 高島市燃やせるごみの組成分析調査結果 (平成 25, 27, 28 年度平均値)

2) プラスチックボトルの分別収集

これまで高島地域でのみ実施していたプラスチックボトルの分別収集を、ごみの減量化・資源化を目的に平成 28 年度から全市域で開始しています。

3) ごみ処理手数料の徴収

ごみの排出抑制および処理費用負担の公平化を目的にごみ処理手数料を徴収しています。（表 3-2-6）

事業系の燃やせるごみは指定袋により処理手数料を徴収しています。また、高島市環境センターや不燃物処理場へ直接持ち込む場合は、搬入手数料等としてごみ処理手数料を徴収しています。

表 3-2-6 ごみ処理手数料の徴収方法と金額

ごみの種類		徴収方法	区分		手数料	
収集	燃やせるごみ	指定袋	事業系		90L	90 円
					60L	60 円
					20L	30 円
持込	環境センター	搬入手数料	直接搬入される全てのもの		10 k g につき	100 円
		収集運搬手数料	家庭系粗大ごみ	縦+横+高	200cm未満	700 円
					300cm未満	1,300 円
					300cm以上	1,900 円
	家庭系一時多量ごみ	2tトラック	22,000 円			
		軽トラック	12,000 円			
		不燃物処理場	搬入手数料	計量器あり	10kgにつき	
計量器なし	貨物自動車			10kg（積載表示量）		10 円
	その他			1台につき		300 円

出典：高島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表(第8条関係) および住民用パンフレットに基づき作成

注：家庭系燃やせるごみは、指定袋を使用しているが、処理手数料は徴収していない。

(4) 中間処理システム

1) ごみ処理施設

ごみ処理施設の概要を表 3-2-7 に示します。

ごみ処理施設は、流動床式ガス化溶融炉であり、燃やせるごみとリサイクルプラザ施設から発生する可燃残渣を処理しています。

表 3-2-7 ごみ処理施設の概要

項目		内容
炉形式		流動床ガス化溶融方式
処理能力		75 t / 日 (37.5t/日×2炉)
設備概要	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	ガス化溶融設備	ガス化炉、溶融炉
	燃焼設備	再燃焼室
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器、有害ガス除去装置、触媒反応塔
	排水処理設備	炉内噴霧蒸発酸化方式、凝集沈殿処理方式
	余熱利用設備	温水発生器
	飛灰処理設備	薬剤処理、バン方式
処理対象物		燃やせるごみ リサイクルプラザ処理残渣

出典 平成29年度 高島市一般廃棄物処理実施計画

施設パンフレット

* 平成30年2月に停止

2) リサイクルプラザ施設

リサイクルプラザ施設の概要を表 3-2-8 に示します。

リサイクルプラザ施設では、処理系統ごとに、搬入されるごみの種類に対応した処理と資源化を行なっています。

表 3-2-8 リサイクルプラザ施設の概要

項目		内容
施設名称		高島市環境センター（リサイクルプラザ施設）
所在地		高島市今津町途中谷236番地
処理方式	破碎	二軸せん断式破碎機、横型高速回転式破碎機
	選別	磁選機、アルミ選別機、トロンメル
	再生	圧縮機（鉄・アルミ・鉄缶・アルミ缶）
		圧縮梱包装置（PETボトル、プラスチック、紙類、段ボール紙）
	貯留	ストックヤード
処理能力		25 t / 日
		粗大・不燃ごみ 15t/5h
		資源ごみ 10t/5h
		圧縮梱包ライン 6t/5h（付属設備）
処理対象物		不燃ごみ 粗大ごみ 缶類、びん類、プラスチックボトル、プラスチック類

出典 平成29年度 高島市一般廃棄物処理実施計画

施設パンフレット

3) 中間処理量

高島市環境センターにおける中間処理量の推移は表 3-2-9～3-2-11 に示すとおりです。

表 3-2-9 ごみ処理施設の処理量の推移

		(t/年)				
項目/年度		H24	H25	H26	H27	H28
処理量		14,294	15,223	14,099	13,818	13,736
	燃やせるごみ	13,565	13,724	13,224	13,088	12,871
	粗大ごみ施設残渣	440	1,218	632	462	628
	資源化施設残渣	280	271	234	260	229
	し渣	9	10	9	8	8
搬出量		1,424	1,716	678	2,661	1,628
	熔融スラグ	551	622	563	606	589
	焼却残渣	791	1,028	103	2,055	1,039
	金属類	82	66	12	0	0

出典 一般廃棄物処理実態調査（環境省）
平成28年度は、市資料を元に作成

表 3-2-10 リサイクルプラザ施設の処理量の推移（粗大）

		(t/年)				
項目/年度		H24	H25	H26	H27	H28
搬入量		881	1,772	1,035	1,159	899
	粗大ごみ（収集）	7	16	24	22	11
	粗大ごみ（直搬）	874	1,756	1,011	1,137	888
処理量		842	1,571	911	751	925
搬出量		842	1,571	911	751	925
	処理残渣	440	1,218	632	462	628
	処理残渣	11	3	0	0	0
	金属類	386	333	274	284	293
	その他	5	17	5	5	4
	資源化量	391	350	279	289	297

表 3-2-11 リサイクルプラザ施設の処理量の推移（資源）

		(t/年)				
項目/年度		H24	H25	H26	H27	H28
搬入量		1,026	982	907	907	799
	不燃ごみ（収集）	246	239	201	229	201
	資源ごみ（収集）	679	649	614	585	519
	プラスチック製の容器包装	108	101	90	90	95
	金属缶	133	119	105	105	70
	ガラスびん	438	429	419	390	353
	その他（収集）	32	32	32	31	27
	資源ごみ（直搬）	69	62	60	62	52
	古紙（新聞）	4	4	6	3	1
	古紙（雑誌）・その他古紙	25	16	19	28	18
	シュレッダー	0	0	0	0	0
	布類	13	16	14	13	13
処理量		1,026	982	907	907	799
	資源ごみ（直搬）	69	62	60	62	52
	古紙（新聞）	4	4	6	3	1
	古紙（雑誌）・その他古紙	25	16	19	28	18
	シュレッダー	0	0	0	0	0
	布類	13	16	14	13	13
	その他紙製の容器包装	26	26	21	18	20
	処理残渣	280	271	234	260	229
	紙類	29	21	25	29	20
	紙製容器包装	26	26	21	18	20
	金属類	133	119	105	105	70
	ガラス類	438	429	419	390	353
搬出量		1,026	982	907	907	799
	処理残渣	280	271	234	260	229
	紙類	29	21	25	29	20
	紙製容器包装	26	26	21	18	20
資源化量		746	711	673	647	570
	金属類	133	119	105	105	70
	ガラス類	438	429	419	390	353
	ペットボトル	107	100	89	90	93

(5) 最終処分システム

1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を表 3-2-12 に示します。

本市には、現在供用中の最終処分場(不燃物処理場)が 3 ヲ所、埋立が終了した最終処分場(不燃物処理場)が 3 ヲ所あります。

表 3-2-12 最終処分場の概要

名称	今津不燃物処理場	朽木不燃物処理場	新旭不燃物処理場
所在地	高島市今津杉山35番地	高島市朽木荒川1119番地	高島市新旭町饗庭717番地
埋立開始年月	平成3年9月	昭和59年7月	昭和43年
埋立面積 m ²	7,800	2,430	11,000
埋立容量 m ³	58,000	5,368	209,618
残余容量 m ³	7,343	1,668	169
構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造	嫌気性埋立構造
埋立対象物	燃えないごみA類 今津地域分	燃えないごみA類 朽木地域分	燃えないごみA類 新旭地域分
遮水の方式	底部遮水工	底部遮水工	原地盤利用、底部遮水工 鉛直遮水工、覆蓋、表面遮水工
浸出水処理施設	砂ろ過、活性炭処理	砂ろ過	下水道放流
〃 規模	30 m ³ /日	-	-

【埋立が終了した不燃物処理場】

名称	マキノ不燃物処理場	安曇川不燃物処理場	高島横山不燃物処理場
所在地	高島市マキノ町沢202番地	高島市安曇川南船木816番地	高島市武曾横山1536番地
埋立開始年月	昭和48年12月	昭和47年10月	昭和59年2月
埋立終了年月	平成16年3月	平成7年3月	平成21年6月
埋立容量 m ³	52,000	25,000	19,600
残余容量 m ³	なし	なし	なし
埋立対象物	陶磁器類・ガラス類	陶磁器類・ガラス類	陶磁器類・ガラス類

出典 平成29年度 高島市一般廃棄物処理実施計画 高島市
一般廃棄物処理実態調査 平成27年度実績 環境省
高島市環境白書2016 平成29年1月 高島市

2) 埋立処分量の推移

埋立処分量の推移は表 3-2-13 に示すとおりです。

埋立処分量は、過去5年間減少傾向にあり、平成28年度の埋立実績は1,776t、直接埋立量が737t(41.5%)、残渣埋立量が1,039t(58.5%)となっています。

表 3-2-13 埋立処分量の推移

(単位:t/年)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
埋立処分量 計	2,013	2,472	1,199	3,030	1,776
直接最終処分量	1,211	1,441	1,096	975	737
不燃ごみA(収集)	159	157	151	143	149
不燃ごみA(直搬)	1,052	1,284	945	832	588
残渣最終処分量	802	1,031	103	2,055	1,039
焼却施設	791	1,028	103	2,055	1,039
粗大施設	11	3	0	0	0
資源化施設	0	0	0	0	0

出典 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)と市資料に基づき作成

3. ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

1) 収集ごみ・直接搬入ごみの推移

収集ごみ、直接搬入ごみおよび集団回収の推移は表 3-3-1 および図 3-3-1 に示すとおりです。

ごみ量は、平成 25 年度の台風 18 号の影響により一時増加していますが、その後は減少傾向にあります。また、平成 28 年度実績値では、収集ごみが 90%、直接搬入ごみが 10%を占めています。集団回収については、平成 28 年度より補助金制度を廃止したため、市が関与する集団回収量は平成 28 年度以降計上されていません。

平成 27 年度までの平均値と比較すると収集ごみ 85.5%、直接搬入ごみ 13.3%、集団回収 1.2%となっています。

表 3-3-1 ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

区分/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収集ごみ	15,314	15,324	14,709	14,568	14,195
家庭系	11,663	12,314	11,812	11,835	11,243
事業系	3,651	3,010	2,897	2,733	2,952
直接搬入ごみ	2,039	3,143	2,071	2,103	1,563
家庭系	1,995	3,102	2,016	2,031	1,528
事業系	44	41	55	72	35
集団回収 ^{*1}	248	239	169	172	-
合計① ^{*2}	17,353	18,467	16,780	16,671	15,758
合計② ^{*3}	17,601	18,706	16,949	16,842	15,758

*1: 集団回収の補助金は平成28年度で廃止

*2: 収集ごみ+直接搬入ごみ

*3: 収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収

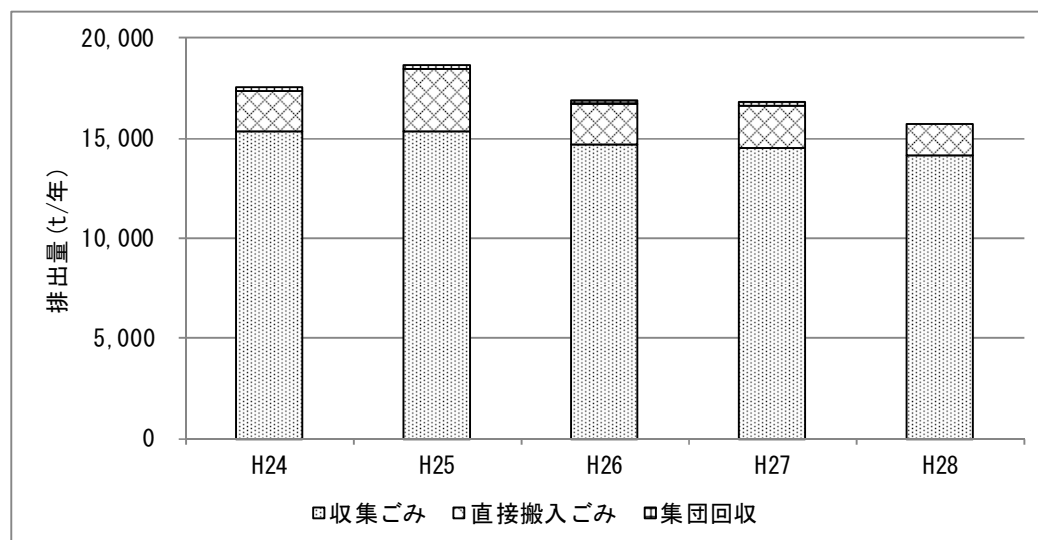


図 3-3-1 種類別ごみ排出量の推移

2) 家庭系・事業系別ごみ排出量

平成 28 年度までの家庭系ごみと事業系ごみの割合は、家庭系ごみが約 80%、事業系ごみが約 20%となっています。家庭系ごみは平成 25 年度以降減少傾向にあり、事業系ごみは増減を繰り返しながら全体的には減少傾向にあります。

(表 3-3-2、図 3-3-2)

表 3-3-2 家庭系・事業系ごみ排出量の推移

(単位: t/年)

区分/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
家庭系	13,658	15,416	13,828	13,866	12,771
収集ごみ	11,663	12,314	11,812	11,835	11,243
直接搬入ごみ	1,995	3,102	2,016	2,031	1,528
事業系	3,695	3,051	2,952	2,805	2,987
収集ごみ	3,651	3,010	2,897	2,733	2,952
直接搬入ごみ	44	41	55	72	35
計	17,353	18,467	16,780	16,671	15,758

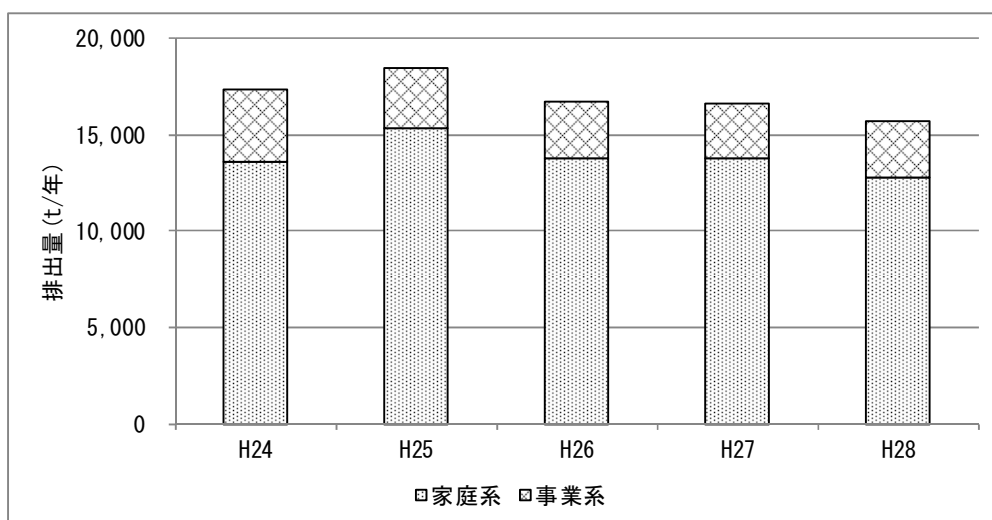


図 3-3-2 家庭系・事業系ごみ排出量の推移

3) 種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移を表 3-3-3 および図 3-3-3 に示します。

ごみ量全体については、減少傾向にあります。種類別の割合を過去の平均値と比較すると可燃ごみ 78.2%、不燃ごみ 7.7%、資源ごみ 7.2%、その他ごみ 0.2%、粗大ごみ 6.8%となっており、可燃ごみの割合が高くなっています。

種類別の推移は、いずれも減少傾向にありますが、可燃ごみと不燃ごみは平成 25 年度以降減少傾向にあり、資源ごみは、平成 24 年度より減少傾向にあります。また、その他ごみは、平成 28 年度に減少していますが、全体的には概ね横這い状態にあり、粗大ごみは増減を繰り返しながら全体的には減少傾向にあります。

表 3-3-3 種類別ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

ごみ種/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
燃やせるごみ	13,565	13,724	13,224	13,088	12,871
燃えないごみ	1,457	1,680	1,297	1,204	938
資源ごみ	1,400	1,243	1,178	1,175	1,012
有害ごみ	32	32	32	31	27
粗大ごみ	881	1,772	1,035	1,159	899
廃食油	18	15	14	14	11
合計	17,353	18,467	16,780	16,671	15,758

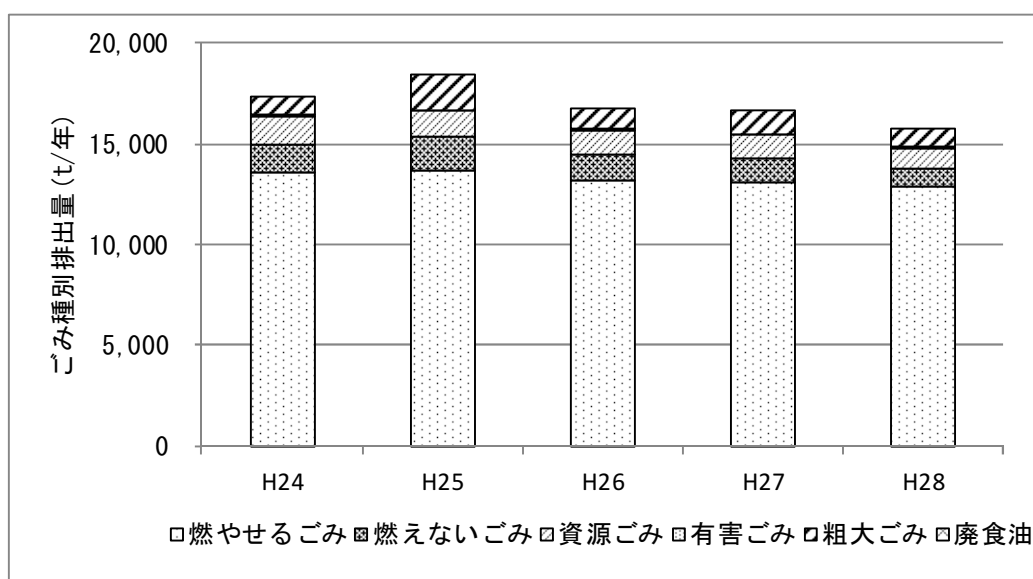


図 3-3-3 ごみ排出量原単位の推移

表 3-3-4 ごみ排出量実績の内訳

項目		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画収集人口		人	52,392	51,903	51,349	50,659	50,012
家庭系	収集	t/年	11,663	12,314	11,812	11,835	11,243
	燃やせるごみ	t/年	9,870	10,673	10,272	10,283	9,884
	燃えないごみ	t/年	405	396	352	372	350
	燃えないごみA	t/年	159	157	151	143	149
	燃えないごみB	t/年	246	239	201	229	201
	資源ごみ	t/年	1,331	1,181	1,118	1,113	960
	古紙(新聞)	t/年	194	151	145	145	121
	古紙(雑誌)	t/年	246	198	185	193	150
	シュレッダー	t/年	20	19	20	21	19
	布類	t/年	39	29	26	32	26
	紙製の容器包装	t/年	153	136	128	137	125
	プラスチック製の容器包装	t/年	108	101	90	90	95
	金属缶	t/年	133	119	105	105	70
	ガラスびん	t/年	438	429	419	390	353
	廃食油	t/年	18	15	14	14	11
	有害ごみ	t/年	32	32	32	31	27
	粗大ごみ	t/年	7	16	24	22	11
	直接搬入	t/年	1,995	3,102	2,016	2,031	1,528
	燃やせるごみ	t/年	0	0	0	0	0
	燃えないごみ	t/年	1,052	1,284	945	832	588
	資源ごみ	t/年	69	62	60	62	52
	古紙(新聞)	t/年	4	4	6	3	1
	古紙(雑誌)・その他古紙	t/年	25	16	19	28	18
	シュレッダー	t/年	0	0	0	0	0
	布類	t/年	13	16	14	13	13
	その他紙製の容器包装	t/年	26	26	21	18	20
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	874	1,756	1,011	1,137	888
	収集+直接搬入	t/年	13,658	15,416	13,828	13,866	12,771
	燃やせるごみ	t/年	9,870	10,673	10,272	10,283	9,884
	燃えないごみ	t/年	1,457	1,680	1,297	1,204	938
	資源ごみ	t/年	1,400	1,243	1,178	1,175	1,012
	廃食油	t/年	18	15	14	14	11
	有害ごみ	t/年	32	32	32	31	27
	粗大ごみ	t/年	881	1,772	1,035	1,159	899
事業系	収集	t/年	3,651	3,010	2,897	2,733	2,952
	燃やせるごみ	t/年	3,651	3,010	2,897	2,733	2,952
	燃えないごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	直接搬入	t/年	44	41	55	72	35
	燃やせるごみ	t/年	44	41	55	72	35
	燃えないごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	収集+直接搬入	t/年	3,695	3,051	2,952	2,805	2,987
	燃やせるごみ	t/年	3,695	3,051	2,952	2,805	2,987
	燃えないごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
家庭系+事業系	収集	t/年	15,314	15,324	14,709	14,568	14,195
	燃やせるごみ	t/年	13,521	13,683	13,169	13,016	12,836
	燃えないごみ	t/年	405	396	352	372	350
	資源ごみ	t/年	1,331	1,181.3	1,118	1,113	960
	廃食油	t/年	18	15	14	14	11
	有害ごみ	t/年	32	32	32	31	27
	粗大ごみ	t/年	7	16	24	22	11
	直接搬入	t/年	2,039	3,143	2,071	2,103	1,563
	燃やせるごみ	t/年	44	41	55	72	35
	燃えないごみ	t/年	1,052	1,284	945	832	588
	資源ごみ	t/年	69	62.0	60	62	52
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	874	1,756	1,011	1,137	888
	収集+直接搬入	t/年	17,353	18,467	16,780	16,671	15,758
	燃やせるごみ	t/年	13,565	13,724	13,224	13,088	12,871
	燃えないごみ	t/年	1,457	1,680	1,297	1,204	938
	資源ごみ	t/年	1,400	1,243	1,178	1,175	1,012
	廃食油	t/年	18	15	14	14	11
	有害ごみ	t/年	32	32	32	31	27
	粗大ごみ	t/年	881	1,772	1,035	1,159	899

(2) 一人一日平均排出量の推移

ごみ排出量原単位の推移を表 3-3-5 および図 3-3-4 に示します。

原単位全体の推移は、種類別ごみ排出量と同様であり、平成 25 年度以降減少傾向にあります。特に不燃ごみと資源ごみの減少割合が高くなっています。全体の約 80%を占める可燃ごみは、平成 25 年度に台風 18 号の影響を受け大きく増加した以外は、大きな変化はありません。粗大ごみは増減を繰り返しつつ全体的には減少傾向にあります。

表 3-3-5 ごみ排出量原単位の推移

(単位g:/人・日)

ごみ種/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
燃やせるごみ	709	724	706	706	705
燃えないごみ	76	89	69	65	51
資源ごみ	73	66	63	63	55
有害ごみ	2	2	2	2	1
粗大ごみ	46	94	55	63	49
廃食油	1	1	1	1	1
合計	907	975	895	899	863

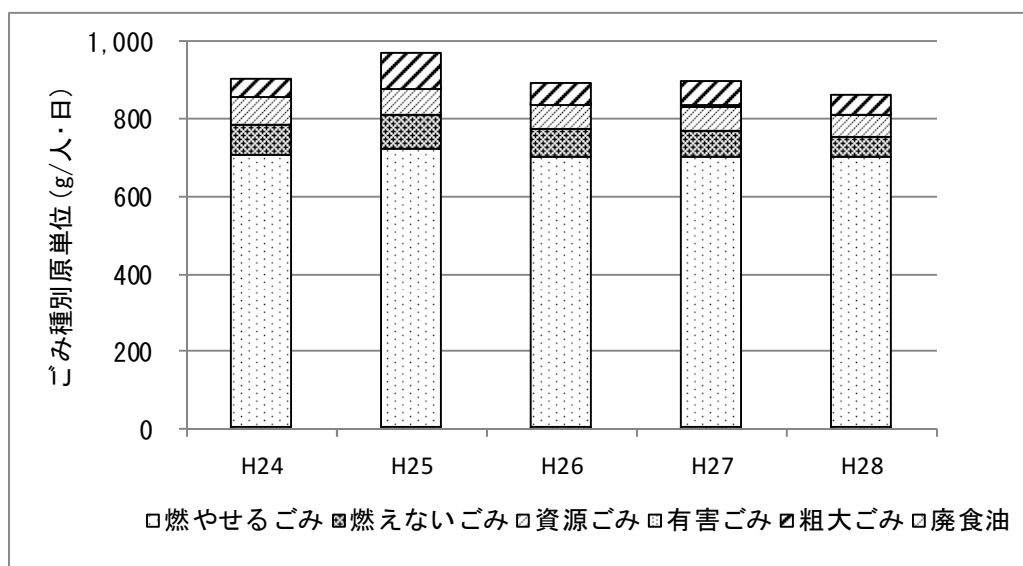


図 3-3-4 ごみ排出量原単位の推移

(3) 高島市環境センターへのごみ搬入量実績

高島市環境センターへの月別ごみ搬入量の実績について、燃やせるごみを図 3-3-5 に、燃えないごみ B 類を図 3-3-6 に示します。

燃やせるごみは、お盆および年末時期となる 8、12 月が多く、燃えないごみ B 類は年末大掃除時期の 12 月に多くなります。その後の 1～2 月は少ない傾向にあります。

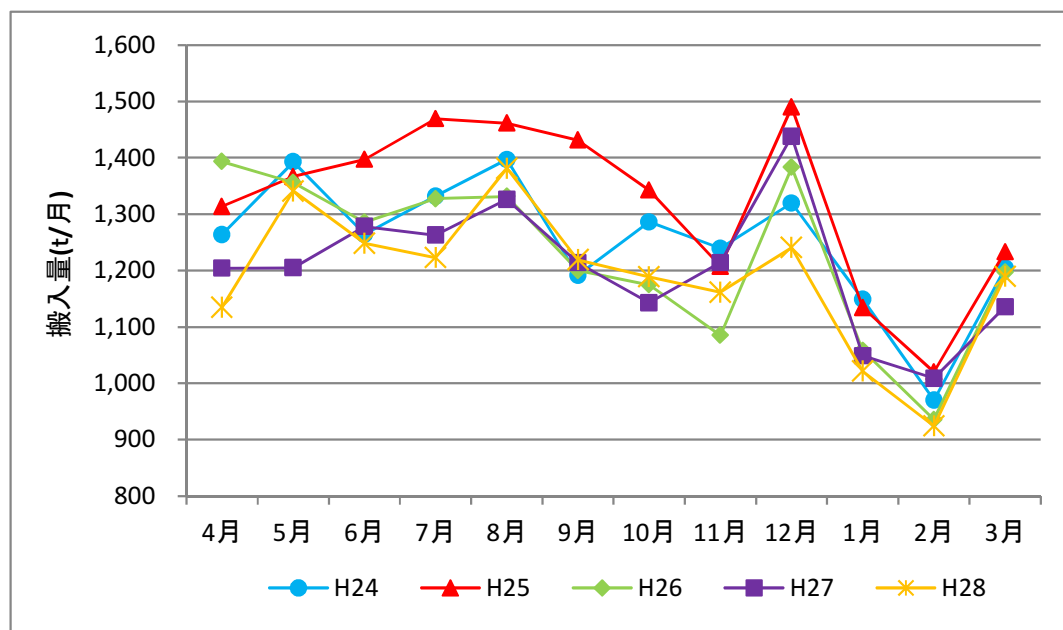


図 3-3-5 月別ごみ搬出量の推移(高島市環境センター搬入量：燃やせるごみ)

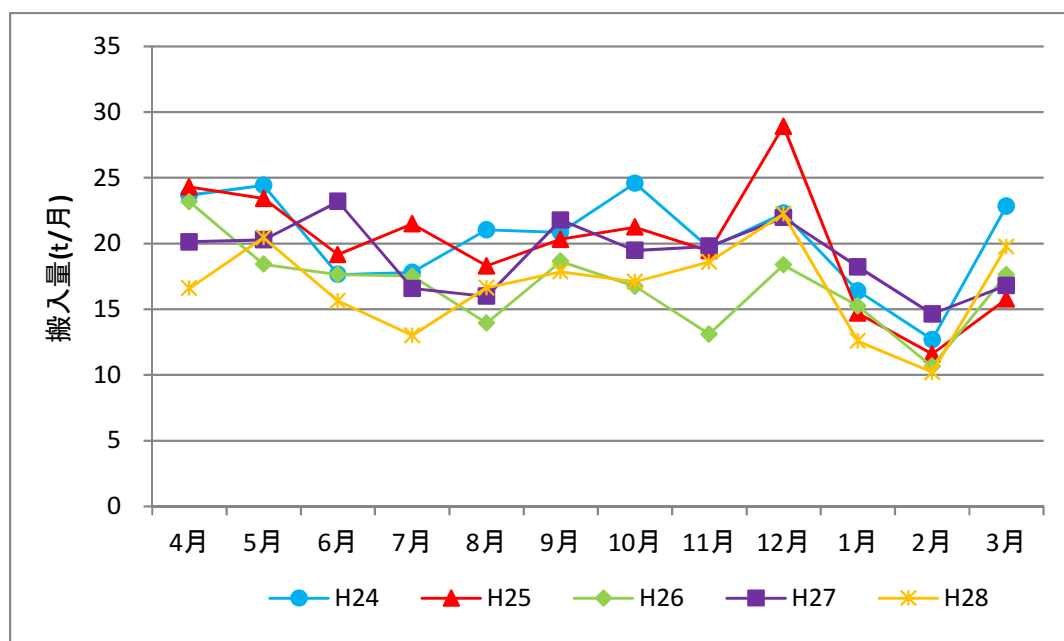


図 3-3-6 月別ごみ搬出量の推移(高島市環境センター搬入量：燃えないごみ B 類)

4. ごみの減量化・資源化の実績

(1) ごみの再資源化

資源ごみの種類別排出量の推移を表 3-4-1 と図 3-4-1 に示し、資源化量の実績の推移を表 3-4-2 と図 3-4-2 に示します。

表 3-4-1 資源ごみの種類別排出量の推移

区分/年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収集	古紙(新聞)	194	151	145	145	121
	古紙(雑誌)	246	198	185	193	150
	シュレッダー	20	19	20	21	19
	布類	39	29	26	32	26
	紙製の容器包装	153	136	128	137	125
	プラスチック製の容器包装	108	101	90	90	95
	金属缶	133	119	105	105	70
	ガラスびん	438	429	419	390	353
	廃食油	18	15	14	14	11
計		1,349	1,197	1,132	1,127	972
直接搬入	古紙(新聞)	4	4	6	3	1
	古紙(雑誌)・その他古紙	25	16	19	28	18
	シュレッダー	0	0	0	0	0
	布類	13	16	14	13	13
	その他紙製の容器包装	26	26	21	18	20
計		69	62	60	62	52
収集+直接搬入	古紙(新聞)	198	155	151	148	123
	古紙(雑誌)	270	214	204	221	168
	シュレッダー	20	19	20	21	19
	布類	53	44	40	45	39
	紙製の容器包装	180	162	149	155	145
	プラスチック製の容器包装	108	101	90	90	95
	金属缶	133	119	105	105	70
	ガラスびん	438	429	419	390	353
	廃食油	18	15	14	14	11
計		1,418	1,259	1,192	1,188	1,024

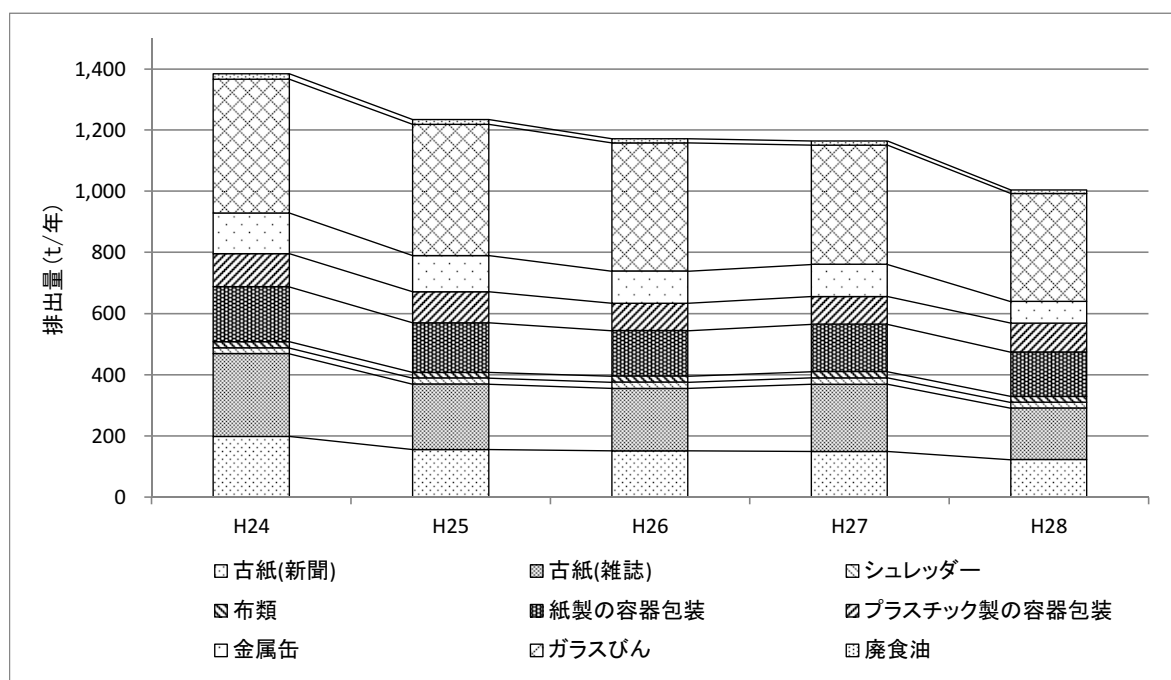


図 3-4-1 資源ごみの種類別排出量の推移

表 3-4-2 資源化量の実績の推移

項目/年度			H24	H25	H26	H27	H28
ごみ排出量			17,352	18,467	16,780	16,670	15,758
直接資源化	家庭系収集	古紙（新聞）	194	151	145	145	121
		古紙（雑誌）	246	198	185	193	150
		シュレッダー	20	19	20	21	19
		布類	39	29	26	32	26
		紙製容器包装	153	136	128	137	125
		計①	652	533	504	528	441
中間処理後再生利用	焼却施設		633	688	575	606	589
		熔融スラグ	551	622	563	606	589
		金属類	82	66	12	0	0
	粗大ごみ処理施設		391	350	279	289	297
		金属類	386	333	274	284	293
		その他	5	17	5	5	4
	資源化施設		746	711	673	647	570
		紙類	29	21	25	29	20
		紙製容器包装	26	26	21	18	20
		金属類	133	119	105	105	70
		ガラス類	438	429	419	390	353
		ペットボトル	107	100	89	90	93
		布類	13	16	14	15	13
		燃料化施設		18	15	14	14
	廃食用油		18	15	14	14	11
	計②		1,788	1,763	1,541	1,556	1,467
資源化量合計（①+②）		2,440	2,296	2,045	2,084	1,909	
		14.1%	12.4%	12.2%	12.5%	12.1%	
集団回収③		248	239	169	172	0	
資源化量合計（①+②+③）		2,688	2,535	2,214	2,256	1,909	
		15.3%	13.6%	13.1%	13.4%	12.1%	
計画値	資源化量	3,196	－	－	－	3,144	
	資源化率	16.5%	－	－	－	19.3%	

* 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

* 計画値は前基本計画に記載された数値を抜粋した。

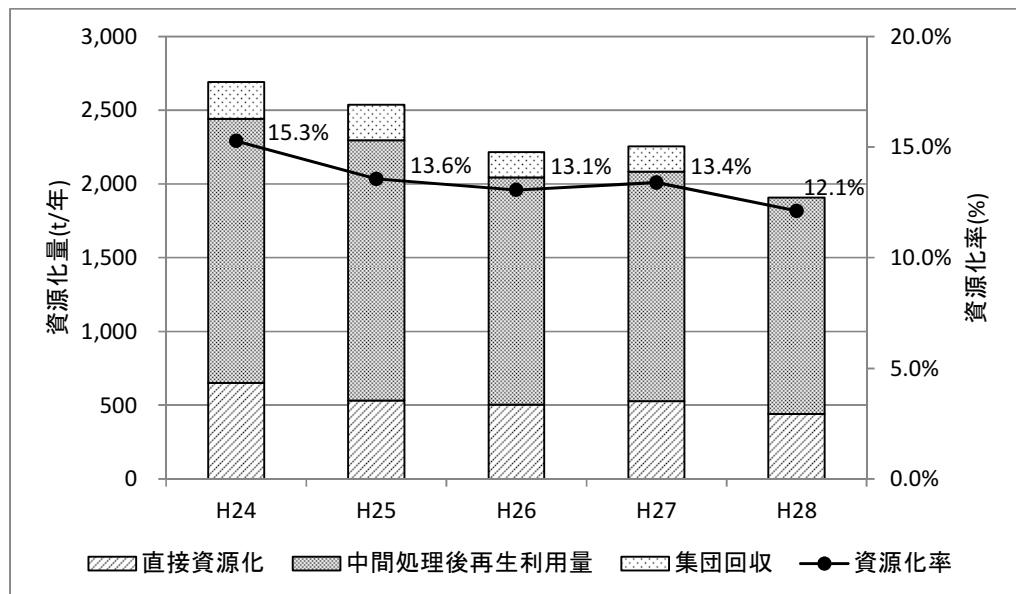


図 3-4-2 資源化量の実績の推移

(2) ごみの減量化

ごみの減量化に関しては、「平成 24 年度(改訂平成 28 年 3 月) 高島市一般廃棄物(ごみ) 処理基本計画」で計画したごみの減量化目標は、“平成 22 年度排出量に対して平成 28 年度で 16.2%削減(集団回収ごみ量を除く収集ごみ+直接搬入ごみ)”としていましたが、実績では 17.6%の削減率であり、計画より減量化は進行しています。

【ごみの総排出量】

平成 22 年度 実績値 ⇒ 19,122 t/年

平成 28 年度 実績値 ⇒ 15,758 t/年

(平成 28 年度 計画値 ⇒ 16,023 t/年)

(3) 生ごみ堆肥化による減量化

生ごみ堆肥化による減量化は、電気式生ごみ処理機等の購入に対して補助を行い、燃やせるごみの減量を推進しています。

本市における電気式生ごみ処理機等への補助件数は、表 3-4-3 に示すとおりです。

表 3-4-3 生ごみ処理容器等設置補助金の推移

年度	家庭用			事業所用
	電動式	コンポスト	基材	ごみ処理機
平成18年度	1	-	-	-
平成19年度	0	-	-	-
平成20年度	7	-	-	-
平成21年度	15	-	-	-
平成22年度	7	-	-	-
平成23年度	9	-	-	-
平成24年度	7	-	-	-
平成25年度	7	-	-	-
平成26年度	779	377	236	11
平成27年度	28	45	26	6
平成28年度	25	29	11	8
計	885	451	273	25

(4) ごみの減量化・再資源化のまとめ

本市におけるごみの減量化および資源化の状況は、“ごみ減量化は進んでいる”が“ごみの資源化が計画値の約 60%程度に留まっている”という状況となっています。（表 3-4-4、図 3-4-3 参照）

これは、紙ごみ減量プロジェクト等により、資源ごみ自体が減少したことと、排出量の多い燃やせるごみの減量化が計画どおりに進んでいないことに起因しています。資源ごみの減少については、民間回収への移行が進んだことも想定され、継続的に推移を確認していく必要があります。燃やせるごみについては、平成 30 年 3 月から県外の民間業者へ委託するため、一層の資源・減量化が必要であるため、燃やせるごみ中の資源ごみ（紙ごみ・プラスチック類など）の分別や厨芥類の資源・減量化を検討する必要があります。

表 3-4-4 ごみ減量化・資源化の確認

項目/年度	単位	基準値	計画値	実績値
		H22	H28	H28
行政区域内人口	人	53,641	51,926	50,012
燃やせるごみ	t/年	13,945	10,800	12,871
燃えないごみ	t/年	1,865	1,782	938
資源ごみ	t/年	1,808	1,886	1,012
有害ごみ	t/年	31	30	27
廃食油	t/年	18	17	11
粗大ごみ	t/年	1,456	1,507	899
計	t/年	19,122	16,023	15,758
集団回収	t/年	240	233	0
計	t/年	19,363	16,256	15,758
リサイクル量	t/年	3,196	3,144	1,909
リサイクル率	%	16.5	19.3	12.1
最終処分量	t/年	2,562	2,350	1,776
【対排出量】	%	100.0	91.7	69.3

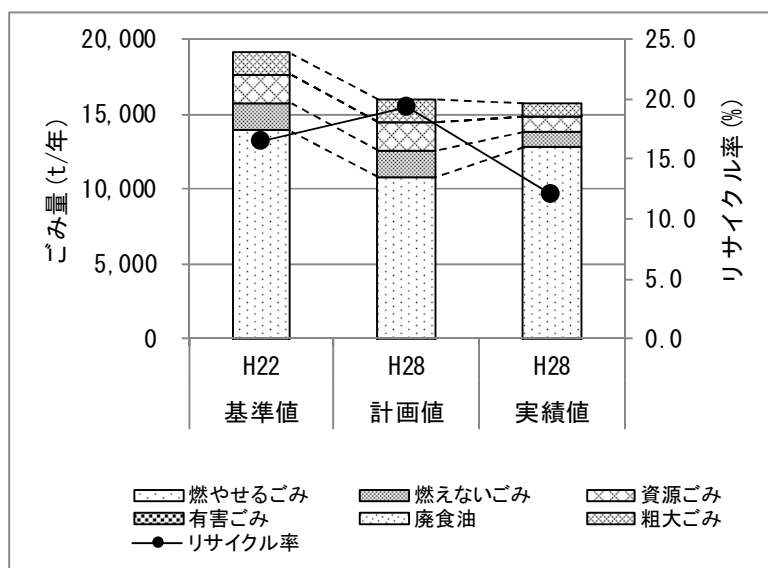
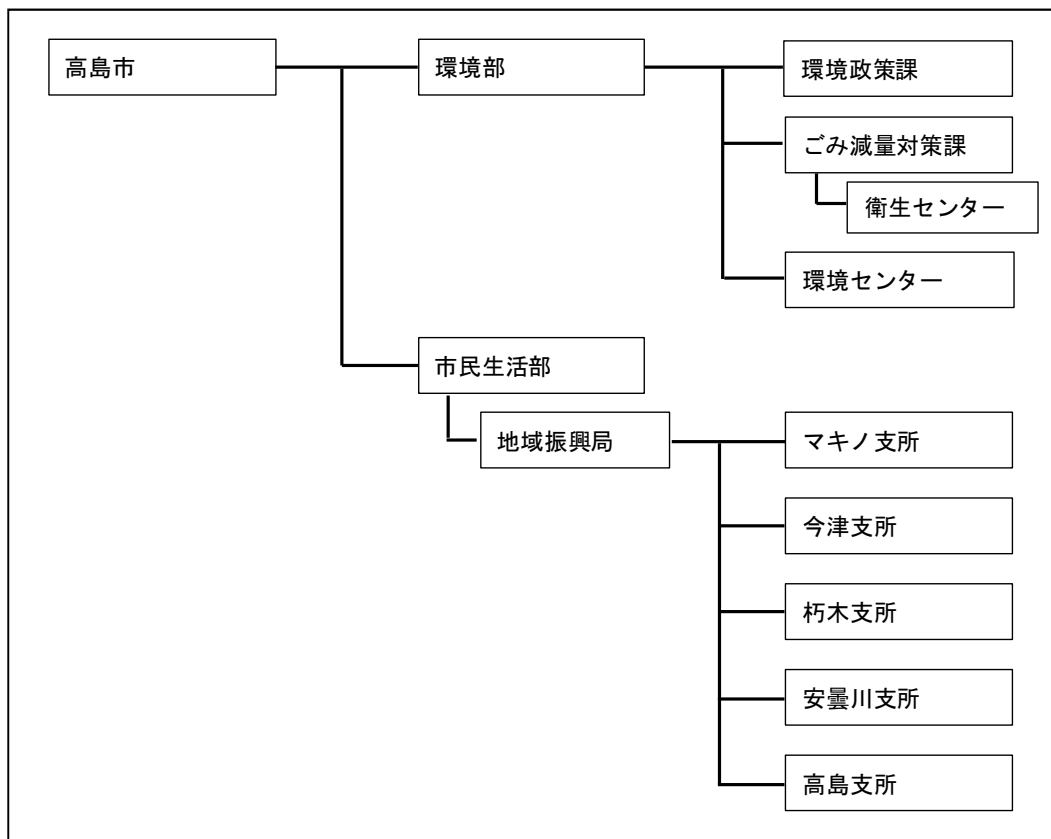


図 3-4-3 ごみ減量化・資源化の確認

5. ごみ処理に関する組織体制および処理経費

(1) ごみ処理の組織体制

ごみ処理に関する組織体制を図 3-5-1 に示すとおりです。



注 1：環境センター(ごみ処理施設)は、平成 30 年 2 月に停止

注 2：衛生センターは、平成 29 年 9 月に停止

注 3：各不燃物処理場はごみ減量対策課で事務を所管している

図 3-5-1 組織体制

(2) ごみ処理経費

清掃経費の推移を表 3-5-1 と図 3-5-2 に示します。

ごみ処理経費は、平成 26 年度以降、建設改良費の増加に伴い全体的に増加傾向にあり、平成 28 年度実績は 1,522,668 千円となっています。

人口 1 人当たりのごみ処理経費も平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度実績は、30.4 千円/人となっています。平成 27 年度実績は 25.9 千円であり、滋賀県平均 16.1 千円/人、全国平均 15.2 千円/人より 1.6～1.7 倍と高くなっています。

表 3-5-1 ごみ処理経費の推移

項目/年度		H24	H25	H26	H27	H28	
行政区域内人口		人	52,392	51,903	51,349	50,659	50,012
	建設改良費	千円	703	531	338,234	350,994	595,151
	処理および維持管理費	千円	947,381	984,612	970,888	959,587	927,517
	人件費	千円	169,467	176,676	202,738	181,599	181,708
	処理費	千円	556,539	581,736	535,233	473,849	497,812
	収集運搬費	千円	21,799	29,713	35,936	31,150	29,024
	中間処理費	千円	504,231	521,013	469,537	413,660	440,420
	最終処分費	千円	30,509	31,010	29,760	29,039	28,368
	車両等購入費	千円	0	0	0	0	0
	委託費	千円	221,375	226,200	232,917	304,139	247,997
	収集運搬費	千円	212,327	213,856	227,497	280,557	235,094
	中間処理費	千円	2,753	4,319	4,023	3,742	2,322
	最終処分費	千円	6,295	8,025	1,397	19,840	10,581
	組合分担金	千円	0	0	0	0	0
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0
その他	千円	0	384	0	0	0	
ごみ処理経費		千円	948,084	985,527	1,309,122	1,310,581	1,522,668
人口一人当たりごみ処理経費		千円/人	18.1	19.0	25.5	25.9	30.4

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省ホームページ）

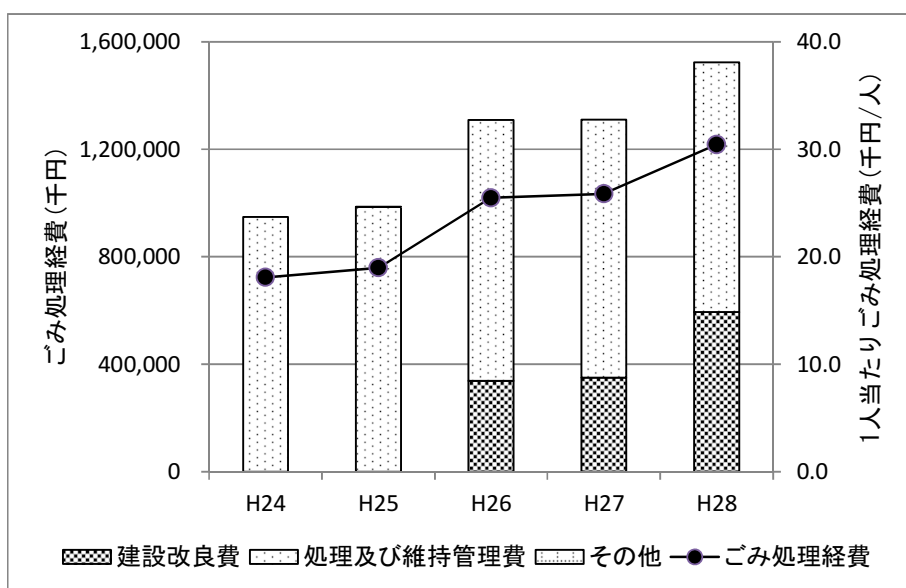


図 3-5-2 ごみ処理経費の推移

6. 周辺自治体の動向

(1) ごみ排出量

市町別のごみ排出量実績(平成 26 年度)を表 3-6-1 と図 3-6-1 に示します。

集団回収を除く滋賀県全体の排出量は 418,807t、高島市の排出量は 16,780 t であり、滋賀県全体の 4.0%を占めています。集団回収を除く排出量(搬入量)は県下で 10 位と中位に位置しますが、集団回収を除く 1 人当たりの排出量は滋賀県全体で 2 番目に高い位置にあります。

表 3-6-1 市町別ごみ排出量(平成 26 年度実績)

(単位:t/年)

市町名											総排出量	自家処理量	(参考) 1人当たり 排出量 (t/人)
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ	収集ごみ量	直接搬入ごみ	搬入量(≒ 処理量)	集団回収量			
大津市	82,962	3,277	6,972	1,797	713	0	95,721	832	96,553	9,734	106,287	0	0.282
彦根市	31,419	1,013	2,876	0	64	0	35,372	5,201	40,573	2,594	43,167	0	0.360
長浜市	25,143	1,511	5,320	102	402	0	32,478	3,722	36,200	0	36,200	0	0.297
近江八幡市	19,575	662	1,694	0	110	0	22,041	3,677	25,718	1,596	27,314	0	0.312
草津市	32,766	263	3,724	0	231	424	37,408	802	38,210	4,366	42,576	0	0.297
守山市	13,700	3,216	5,944	0	220	0	23,080	1,265	24,345	0	24,345	0	0.302
栗東市	13,490	0	3,913	15	782	0	18,200	1,118	19,318	0	19,318	0	0.288
甲賀市	20,156	605	4,948	29	330	0	26,068	3,840	29,908	0	29,908	0	0.322
野洲市	8,607	484	1,579	11	224	0	10,905	2,815	13,720	974	14,694	0	0.270
湖南市	13,398	215	1,318	0	24	0	14,955	659	15,614	738	16,352	0	0.284
高島市	13,169	352	1,132	32	24	0	14,709	2,071	16,780	169	16,949	0	0.324
東近江市	24,577	1,076	2,059	0	821	0	28,533	2,621	31,154	1,266	32,420	0	0.269
米原市	6,545	570	2,085	29	118	0	9,347	824	10,171	18	10,189	0	0.253
日野町	4,776	135	567	0	0	0	5,478	661	6,139	654	6,793	0	0.277
竜王町	3,555	97	263	0	32	0	3,947	95	4,042	0	4,042	0	0.322
愛荘町	3,508	148	252	70	381	0	4,359	236	4,595	0	4,595	0	0.217
豊郷町	967	143	204	0	514	0	1,828	261	2,089	0	2,089	0	0.284
甲良町	1,156	165	119	0	137	0	1,577	72	1,649	164	1,813	0	0.220
多賀町	1,566	132	143	0	93	0	1,934	95	2,029	338	2,367	0	0.262
合 計	321,035	14,064	45,112	2,085	5,220	424	387,940	30,867	418,807	22,611	441,418	0	0.295

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

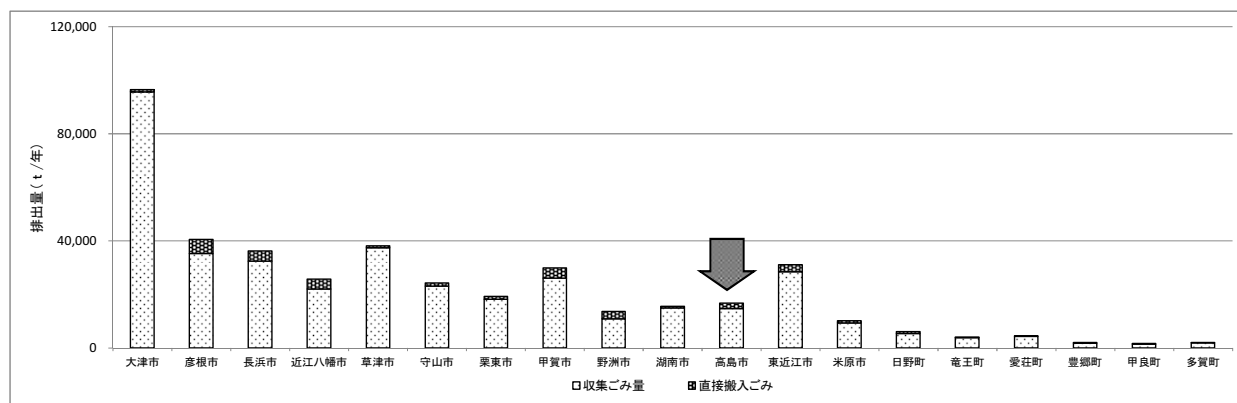


図 3-6-1 市町別ごみ排出量(平成 26 年度実績)

(2) ごみ処理量

市町別のごみ処理量実績(平成 26 年度)を表 3-6-2 と図 3-6-2 に示します。

滋賀県全体の処理量は 409,797t、高島市の処理量は 16,656 t です。処理の内訳を滋賀県全体と比較すると、直接焼却量の占める割合は、滋賀県全体と同程度ですが、直接最終処分量の割合は高く、焼却以外の中間処理量と直接資源化量の占める割合は低くなっています。

表 3-6-2 市町別ごみ処理量(平成 26 年度実績)

市町名	直接焼却量	直接最終処分量	焼却以外の中間処理量					直接資源化量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設		
大津市	73,468	1,334	3,412	0	0	6,196	0	9,608	86,984
彦根市	34,179	1,807	1,438	0	0	2,820	0	615	40,859
長浜市	26,960	259	3,559	0	0	997	0	4,425	36,200
近江八幡市	22,072	375	1,544	0	0	302	0	1,425	25,718
草津市	33,420	0	790	0	0	3,732	268	0	38,210
守山市	13,796	0	4,331	0	0	1,579	0	4,640	24,346
栗東市	14,034	137	1,091	105	0	1,522	0	2,429	19,318
甲賀市	23,996	373	988	1,709	695	369	0	2,154	30,284
野洲市	10,217	654	1,270	0	0	518	0	1,061	13,720
湖南市	13,849	0	447	0	0	666	0	652	15,614
高島市	13,224	1,096	911	0	14	907	0	504	16,656
東近江市	24,292	120	2,267	0	2,363	210	0	1,944	31,196
米原市	6,951	21	1,072	170	0	326	0	1,631	10,171
日野町	5,388	7	175	0	0	59	0	510	6,139
竜王町	3,664	6	109	0	0	32	0	230	4,041
愛荘町	0	67	381	0	3,641	273	0	212	4,574
豊郷町	0	223	514	0	1,148	204	0	0	2,089
甲良町	0	206	0	0	1,187	136	0	119	1,648
多賀町	0	213	0	0	1,580	93	0	144	2,030
合 計	319,510	6,898	24,299	1,984	10,628	20,941	268	25,269	409,797

(注1) その他の資源化を行う施設： 不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等

(注2) その他施設： 資源化を目的とせず、埋立処分のための破砕・減容化等を行う施設

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

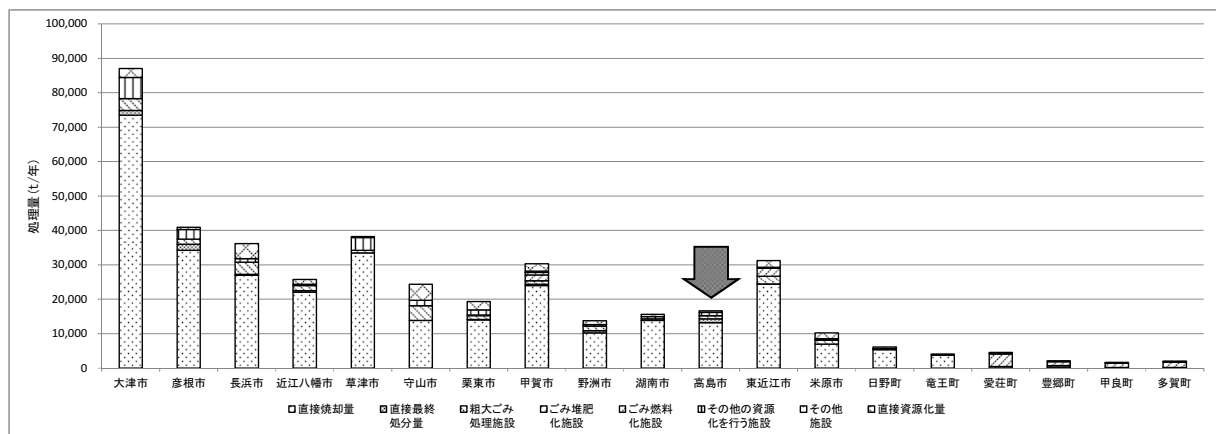


図 3-6-2 市町別ごみ処理量(平成 26 年度実績)

(3) ごみの資源化量

市町別の資源化量とリサイクル率の実績(平成 26 年度)を表 3-6-3 と図 3-6-3 に示します。

本市のリサイクル率は、県内 19 市町中 17 位であり、また、県内全体のリサイクル率 21.0%に対して 13.2%と低い状況にあります。

表 3-6-3 市町別資源化量・リサイクル率(平成 26 年度実績)

市町名	総人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	1人1日当たり ごみ排出量 (g)	ごみ処理量 (t)	総資源化量		リサイクル率 (%)
					(t)	うち 集団回収量 (t)	
大津市	342,818	106,287	849	86,984	18,403	9,734	19.0
彦根市	112,622	43,167	1,050	40,859	5,735	2,594	13.2
長浜市	121,965	36,200	813	36,200	5,944	0	16.4
近江八幡市	82,469	27,314	907	25,718	8,730	1,596	32.0
草津市	128,603	42,576	907	38,210	8,175	4,366	19.2
守山市	80,497	24,345	829	24,346	6,567	0	27.0
栗東市	66,993	19,318	790	19,318	4,349	0	22.5
甲賀市	92,911	29,908	882	30,284	5,197	0	17.2
野洲市	50,806	14,694	792	13,720	2,540	974	17.3
湖南市	54,972	16,352	815	15,614	2,170	738	13.3
高島市	51,746	16,949	897	16,656	2,214	169	13.2
東近江市	115,720	32,420	768	31,196	6,587	1,266	20.3
米原市	40,213	10,189	694	10,171	2,211	18	21.7
日野町	22,156	6,793	840	6,139	1,601	654	23.6
竜王町	12,569	4,042	881	4,041	511	0	12.6
愛荘町	21,148	4,595	595	4,574	4,245	0	92.8
豊郷町	7,354	2,089	778	2,089	1,866	0	89.3
甲良町	7,505	1,813	662	1,648	1,607	164	88.7
多賀町	7,734	2,367	838	2,030	2,155	338	91.0
合 計	1,420,801	441,418	851	409,797	90,807	22,611	21.0

(注1) リサイクル率＝総資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

(注2) 「総人口」は、10月1日における住民基本台帳の人口です。

(注3) 平成24年度以降は、総人口(住民基本台帳人口)に外国人人口を含みます

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

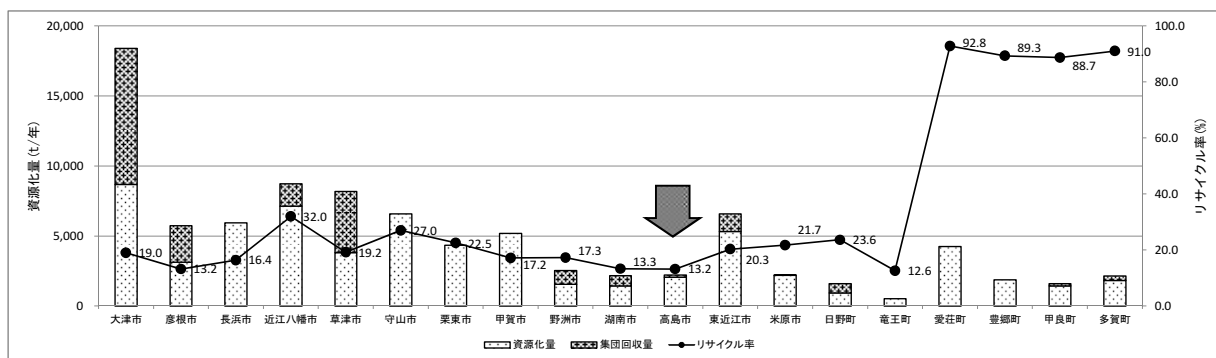


図 3-6-3 市町別資源化量・リサイクル率(平成 26 年度実績)

(4) ごみの有料化

県内の平成 28 年 12 月現在におけるごみ処理における有料化の状況を表 3-6-4 に示します。

家庭系可燃ごみ 12 市町、家庭系資源ごみ 5 市町、家庭系不燃ごみ 7 市町、家庭系粗大ごみ 13 市町、事業系可燃ごみ 19 市町で有料化されています。

表 3-6-4 市町別ごみ処理における有料化状況(直接搬入ごみを除く*1) (平成 28 年 12 月現在)

市町名	家庭系可燃ごみ			家庭系資源ごみ (プラスチック類) ※2			家庭系不燃ごみ		家庭系粗大ごみ		事業系可燃ごみ	
	有料	徴収方法	無料	有料	徴収方法	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
大津市			○			○		○	○		○	
彦根市			○			○		○	○		○	
長浜市	○	A				○	○		○※3	○	○	
近江八幡市			○	分別収集なし				○	○※4	○※4	○	
草津市	○	B		○	B			○	○		○	
守山市	○	A		○	A		○		○		○	
栗東市	○	A		○	A		○		○		○	
甲賀市	○	A		○	A			○	○		○	
野洲市	○	A		分別収集なし			○		○		○	
湖南市	○	A		○	A			○	○		○	
高島市			○			○		○	○		○	
東近江市	○※5	A※5	○	分別収集なし			○※5	○	○	○※6	○	
米原市	○	A				○	○		○※3	○	○	
日野町			○	分別収集なし				○	収集なし 直接搬入は有料		○	
竜王町			○	分別収集なし				○		○※7	○	
愛荘町	○	A		分別収集なし			○			○※7	○	
豊郷町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
甲良町	○	A		分別収集なし				○		○	○	
多賀町	○	A		分別収集なし			○			○	○	
合 計	12		7	5		6	7	12	13	8	19	0

*1 直接搬入ごみ…住民や事業者によって、ごみ処理施設まで直接搬入されるごみ

*2 ペットボトル、白色トレイは除く。

*3 年間2回の集積所収集(無料)。戸別収集を実施(有料) (H27. 10から)。

*4 旧近江八幡市地域のみ申込みによる粗大ごみの収集を実施(有料)。旧安土町地域は拠点を立てて回収を実施(無料)。
収集回数は品目によって異なる。

*5 旧湖東町地域および旧愛東町地域のみ

*6 旧湖東町地域については、1年間に2回、拠点を設けて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)
旧愛東町地域については、1年間に1回、拠点を設けて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)

*7 1年間に2回、拠点を設けて回収を実施(無料)。拠点回収以外は、排出者がごみ処理施設まで直接搬入(有料)

《徴収方法》

A : 単純従量型。排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定。
B : 超過量従量型。排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

(5) 一般廃棄物処理施設等の整備状況

1) 焼却施設

県内の平成 28 年 12 月末現在の焼却処理施設の一覧を表 3-6-5 に示し、位置を図 3-6-4 に示します。

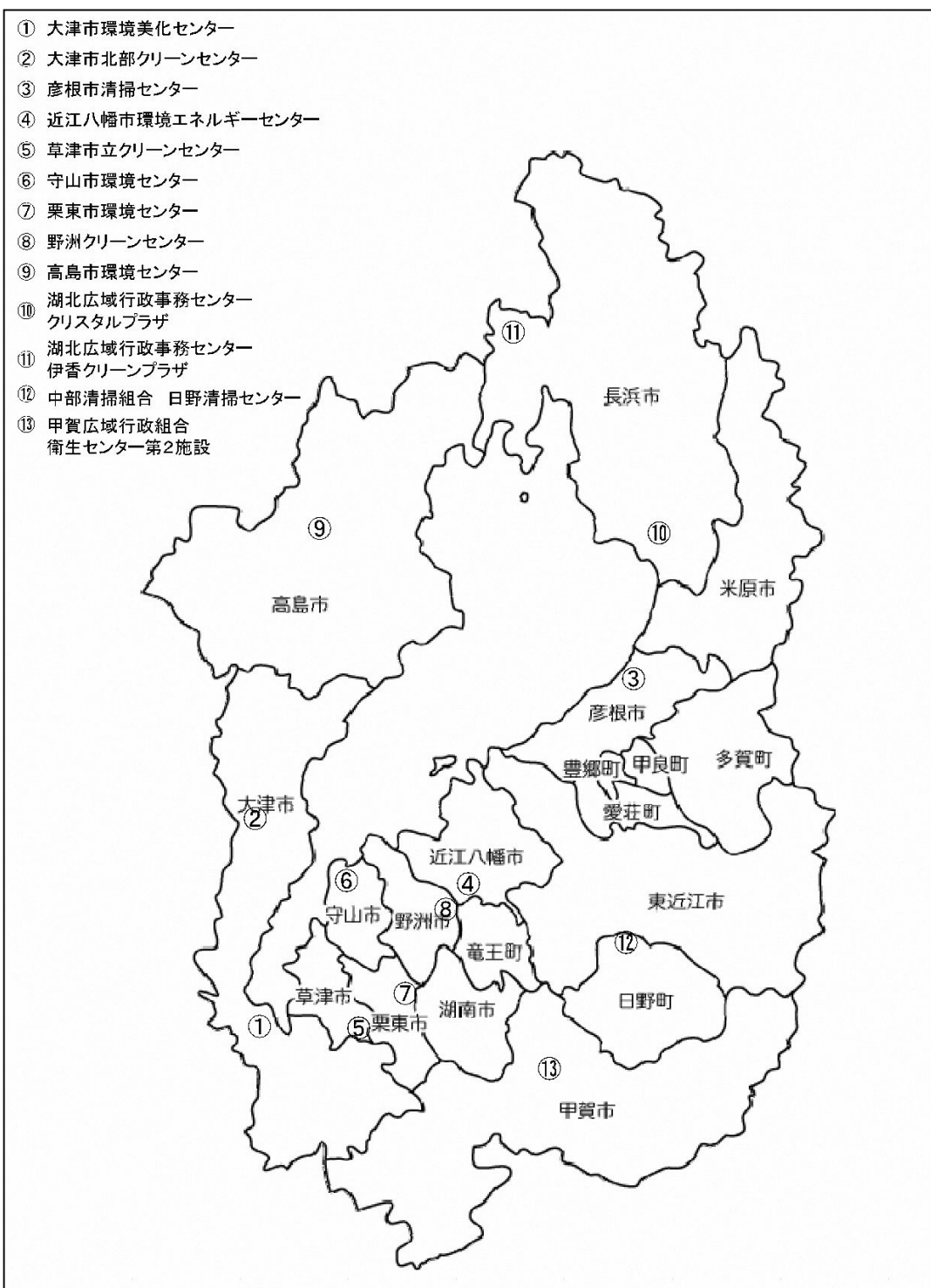
表 3-6-5 焼却処理施設等一覧(平成 28 年 12 月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	余熱利用 状況	発電能力 (kW) 総発電量 (MWh)	稼働予定
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続	1988	場内温水 場外温水	-	2021.4稼働予定
② //	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続	1989	場内温水 場外温水	-	2022.7稼働予定
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ	1977	-	-	2027年稼働予定
④ 近江八幡市	近江八幡市環境エネルギー センター	76	全連続	2016	場内発電 その他	980 -※1	-
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続	1997	-	-	2018.3完成予定
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続	1985	-	-	環境センター更新 2017年着工
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続	2002	場内温水 場内蒸気 その他	-	-
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	43	全連続	2016	場内温水 その他	-	2016年9月竣工
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続	2002	場内温水	-	-
⑩ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続	1998	場内温水 その他	-	検討委員会発足 2029年度稼働予定
⑪ //	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ(H25.5 ~休止)	28	バッチ	1997	場内温水	-	-
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続	2007	場内発電	2,800 15,107※2	-
⑬ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター第2施設	150	准連続	1995	場内温水	-	-

*1 近江八幡市環境エネルギーセンターの総発電量:H28.8使用開始のためデータなし

*2 中部清掃組合の総発電量:平成27年度実績

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課



出典：滋賀県の廃棄物 平成 28 年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

図 3-6-4 焼却処理施設等位置図(平成 28 年 12 月末現在)

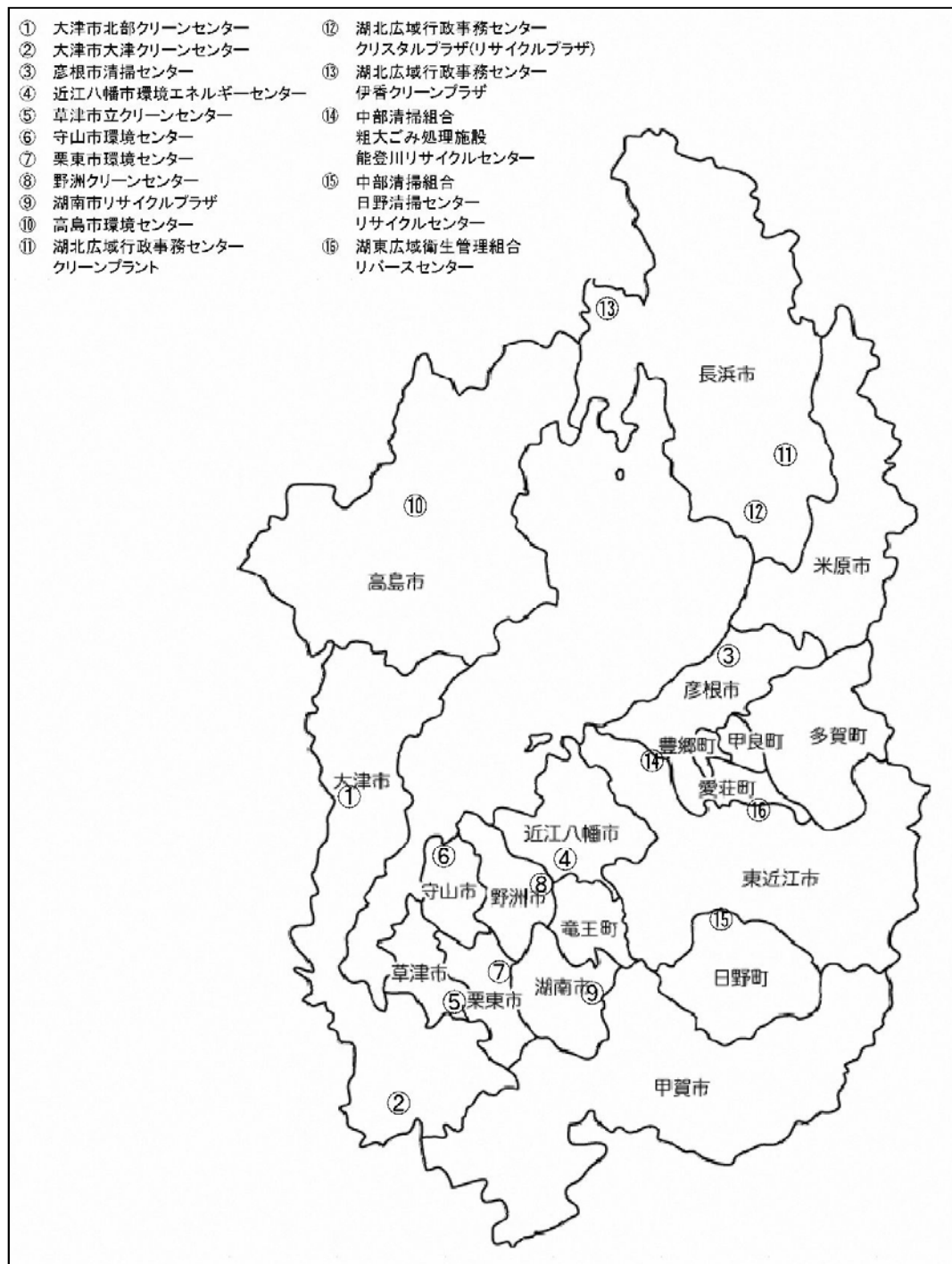
2) 再生資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

県内の平成 28 年 12 月末現在の再生資源化施設、粗大・不燃物処理施設等の一覧を表 3-6-6 に示し、位置を図 3-6-5 に示します。

表 3-6-6 再生資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成 28 年 12 月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ大型ごみ直接搬入ごみ 資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006
"	大津市北部クリーンセンター (北部廃棄物最終処分場)	資源ごみ(びん)	選別	4.50	2014
② "	大津市大津クリーンセンター (再資源化施設)	資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)	選別 圧縮・梱包	11.50	1986
"	大津市大津クリーンセンター (破碎施設)	不燃ごみ、大型ごみ、直接搬入ごみ	破碎	25	1983
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ直接搬入ごみ	破碎・選別	50	1979
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1990
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 圧縮	4.90	1997
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	熱風溶融圧縮	7.50	1988
④ 近江八幡市	近江八幡市 環境エネルギーセンター	不燃ごみ粗大ごみ	破碎・選別	8.17	2016
"	"	缶類	選別・圧縮	0.60	"
"	"	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	0.87	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ破碎ごみ	破碎	10	1996
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.50	2003
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ粗大ごみ 直接搬入ごみ資源ごみその他	破碎・圧縮	30	1986
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱包機)	ペットボトルプラスチック	圧縮・梱包	4	2000
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ直接搬入ごみ資源ごみ	破碎	6	2002
"	"	紙類金属類ガラス類ペットボトル プラスチック布類直接搬入ごみ 事業系生ごみその他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (リサイクルセンター)	粗大ごみ直接搬入ごみ不燃ごみ	破碎・圧縮	7	2016
"	"	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ粗大ごみ	破碎・選別	22	1997
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1	"
"	"	金属類	圧縮	5.70	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004
"	"	紙類金属類ガラス類ペットボトル プラスチック布類その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"
⑪ 湖東広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ粗大ごみ直接搬入ごみ	破碎	40	1990
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック製容器包装資源ごみ 発泡スチロール	選別 圧縮・梱包 減溶 その他	6.80	1999
⑬ "	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	不燃ごみ粗大ごみ直接搬入ごみ	(H27.4～休止) 一時保管	5	1997
"	"	資源ごみ		3	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ粗大ごみ直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.50	1998
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類プラスチックその他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.90	2007
⑯ 湖東広域衛生 管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課



出典：滋賀県の廃棄物 平成 28 年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

図 3-6-5 再生資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成 28 年 12 月末現在)

3) 埋立処分地

県内の平成 28 年 12 月末現在の埋立処分地の一覧を表 3-6-7 に示します。

表 3-6-7 埋立処分地一覧（平成 28 年 12 月末現在）

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	平成27年度 埋立実績量 (m ³)	平成27年度末 残余容量 (m ³)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	漫出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	3,802	8,810	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	188,200	5,097	53,311	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	567	72,347	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	696	21,520	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	52	1,788	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	276	3,393	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	518	22,775	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	58,000	1,036	8,379	山間	1991	有	有
〃	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	22	1,690	山間	1984	有	有
〃	新旭不燃物処理場	10,808	160,650	16	185	山間	1968	有	有
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	37	27,182	平地	1987	無	無
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント H27 3. 31埋立完了	18,700	192,695	0	0	山間	1990	有	有
〃	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ H27- 4-1供用開始	14,700	97,000	751	95,071	山間	2015	有	有
〃	余呉一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	146	14,805	山間	1986	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,533	30,447	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	194	15,339	山間	1988	無	無
彦根愛知犬上 広域行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	4,954	43,695	山間	1998	有	有

出典 滋賀県の廃棄物 平成28年度 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

7. 関係法令の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、第3次循環型社会形成推進基本計画を平成25年5月に策定しています。

本計画に示された減量化目標は以下に示すとおりです。

表 3-7-1 循環型社会形成基本計画に示された目標値

項目	平成12年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	備 考
1人1日当たり排出量	全国平均1,185 g	890 g 25%削減	計画収集量、直接搬入量、 集団回収量、事業系の合計
生活系ごみの 1人1日当たり排出量	全国平均660 g	500 g 25%削減	集団回収量、資源ごみ等 を除く
事業系ごみ排出量	全国で1,799万t	1,170万t 35%削減	事業系ごみの総量

(2) 基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた基本的な方針の目標値は、表3-7-2と表3-7-3に示すとおりであり、平成24年度実績に対する平成32年度の目標値を示しています。

表 3-7-2 基本的な方針(1)

項目/年度	平成24年度	平成32年度 (目標年度)
一般廃棄物排出量 万t/年	4,500	3,960 H24年度比約12%削減
再生利用量 万t/年	930 (約21%)	1,069 (約27%)
中間処理による減量 万t/年	3,100	2,487
最終処分量 万t/年	470	404 H24年度比約14%削減
1人1日当たり排出量 g/人・日	-	500

注：数値は、全国数値として記載している。

表 3-7-3 基本的な方針(2)

項目/年度	平成25年度	平成30年度 (目標年度)
食品ロス割合調査 市町村	43	200
家電リサイクル品回収 ^{注1} %	59	100
小型家電回収 万t/年	43	80

注1：小売業者引取義務外品の回収体制を構築している市町村

(3) 第四次滋賀県廃棄物処理計画

平成 28 年 7 月に第四次計画が策定されました。計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間としています。

本計画で示された目標を表 3-7-4 に示します。

容器包装廃棄物や食品ロス等の食品廃棄物の削減などのリデュースとリユースの促進により、「1 人 1 日当たりごみ排出量」を平成 32 年度において 820 g (平成 26 年度比約 4%減)とする排出量の削減目標を設定しました。

リデュースやリユースの取組のほか、紙ごみ等の分別や店頭回収の促進などのリサイクル推進により焼却ごみ量を削減し、「1 人 1 日当たり最終処分量」を平成 32 年度において 82g(平成 26 年度比約 11%減)とする最終処分量の削減目標を設定しました。

表 3-7-4 第四次滋賀県廃棄物処理計画に示された計画目標

目標項目/年度	H25 実績	H26 実績	H32 将来予測	H32 目標値
1人1日当たりごみ排出量 g/人・日	880	851	870	820
1人1日当たり最終処分量 g/人・日	96	92	95	82

* 1人1日当たりごみ排出量 : 総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷人口÷日数

* 1人1日当たり最終処分量 : 最終処分量÷人口÷日数

8. ごみ処理に関する課題

これまでの本市の処理・処分の現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理しました。

(1) ごみの排出に関する事項

① 燃やせるごみの資源化・減量化の促進

ごみの排出量全体は、平成 28 年度に家庭系ごみ（収集・直接搬入量）が減ったこともあり減少傾向にあります。前回計画で示した「平成 25 年度までに燃やせるごみの排出量年間 11,000 t 以下」は、平成 23 年度から 3 年間実施した「ごみ減量大作戦～紙ごみ減量プロジェクト～」による紙ごみの減量目標の設定に使用した組成分析調査の方法が統一的な捉え方でなかったことにより、目標数値の根拠が不明確で、正確な分析・検証には至らなかった経緯があります。

今後は、紙ごみを含むごみの分別の取り組みも継続しながら、燃やせるごみの 46.5%を占める厨芥類（生ごみ）の減量化やプラスチック製容器包装の資源化を推進する必要があります。

② ごみ処理経費の削減

平成 28 年度の本市のごみ処理経費は 30.4 千円/人であり、高い水準で推移しています。ごみ処理経費の大半を施設改良費が占め、処理および維持管理費はほぼ一定の水準で推移していますが、滋賀県平均 16.1 千円/人、全国平均 15.2 千円/人であることより、本市のごみ処理経費は全体的に高い水準であることが分かります。処理および維持管理費のうち中間処理の処理費と収集運搬の委託料が占める割合が高いことにより、新ごみ処理施設の整備にあたっては、維持管理費等にも考慮する必要があります。また、現施設の維持管理費は膨大であることから、新ごみ処理施設の供用開始までは、燃やせるごみの焼却を県外の民間業者へ委託するため、ごみの排出量(重量)に応じた処分費用が必要となります。そのことから、燃やせるごみの減量をさらに推進していく必要があります。

(2) ごみの分別に関する事項

① プラスチック製容器包装類の資源化の推進

本市では、現在、ボトル類のみを対象として、プラスチック製容器包装類の回収・資源化を行っています。今後、新ごみ処理施設建設までの期間は、燃やせるごみの処理については、県外の民間業者へ委託することとなり、燃やせるごみ量の削減と資源化の促進を図るためにも、プラスチック製容器包装類の回

収対象品目の拡大について検討していく必要があります。

(3) 収集・運搬に関する事項

① 分別区分・排出方法の統一

分別区分は概ね統一できています。地域により異なる燃えないごみやビン類等における回収用コンテナ等の管理方法を統一し、収集・運搬の効率化と経費削減を進めていく必要があります。

(4) 中間処理に関する事項

① 新ごみ処理施設の整備

高島市環境センターの在り方検討委員会の答申(平成 27 年 12 月)を受け、広域処理について近隣の自治体との協議を重ねましたが、いずれの自治体も建設に向けた事務が進んでいるため、現時点においては近隣市町との広域化への取り組みは困難な状況でありました。この状況から広域化は断念し、平成 38 年 4 月の供用開始に向け新ごみ処理施設の整備を行います。なお、現有焼却施設は老朽化が著しく、維持管理費が膨大なことから新ごみ処理施設が整備されるまでの燃やせるごみの処理は、県外の民間業者に委託します。

新ごみ処理施設整備にあたっては、高島市環境センター在り方検討委員会の答申を踏まえ、整備・運営の方式等について検討を行っていく必要があります。

② リサイクルプラザ施設の活用

リサイクル施設も平成 16 年度に供用を開始し、平成 28 年度に 12 年が経過し、現在はごみの再資源化の拠点としての機能を果たしています。

ごみの再資源化を今後より強力に進める必要があることから、市民へのごみ減量・再資源化の意識啓発拠点としてもより重要な役割を担うことが必要です。

今後は、リサイクルプラザ施設についても新ごみ処理施設整備と関連付けながら長期的な視点に立ち、施設の在り方について検討を進める必要があります。

(5) 最終処分に関する事項

各地区で使用している不燃物処理場の平成 28 年度末における残余容量は、今津不燃物処理場 7,537m³、朽木不燃物処理場 1,622m³ および新旭饗庭不燃物処理場 169m³ であり、今後はごみの減量化・資源化により、現有不燃物処理場の延命化を図る必要があります。また、本市のごみ処理方針を検討していく中で、今後の最終処分の在り方について検討する必要があります。

(6) その他

①災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 30 年 3 月から燃やせるごみの処理を県外の民間業者に委託するため、災害廃棄物についても現施設において処理できないことから、その期間に発生した災害に対する廃棄物の処理について迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

また、災害廃棄物処理計画の策定については、滋賀県が平成 29 年度に策定したことを受けて、本市も県の計画に併せて策定する必要があります。

② 食品リサイクルの推進

燃やせるごみの排出量は減少傾向にありますが、1 人 1 日当たりの発生量は横這い傾向にあります。可燃ごみの 46.5%を生ごみ(厨芥類)が占めることから、住民や民間業者と協力し、さらなる食品リサイクルの推進に努める必要があります。

また、併せて基本的な施策を検討する上で必要となる家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査し、市民に周知する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

ごみの減量化とリサイクルの推進

1. ごみ処理の基本方針

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一步踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としています。

これらを踏まえ、本市でも、ごみの減量化や資源化に取り組んでいるところです。循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政が協働して、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む必要があります。

さらに、ごみとして出されたものについては、適正処理をすることで有効利用を図り、埋立物を最小化し、地域の環境保全に寄与できます。

こうしたことから、本市の基本方針を『ごみの減量化とリサイクルの推進』とします。

この基本方針に沿って、市民ならびに事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そしてリサイクルを促進していくことにより、環境負荷やごみ処理経費の削減を目指します。

『4R』

ごみを出さない暮らしのために、

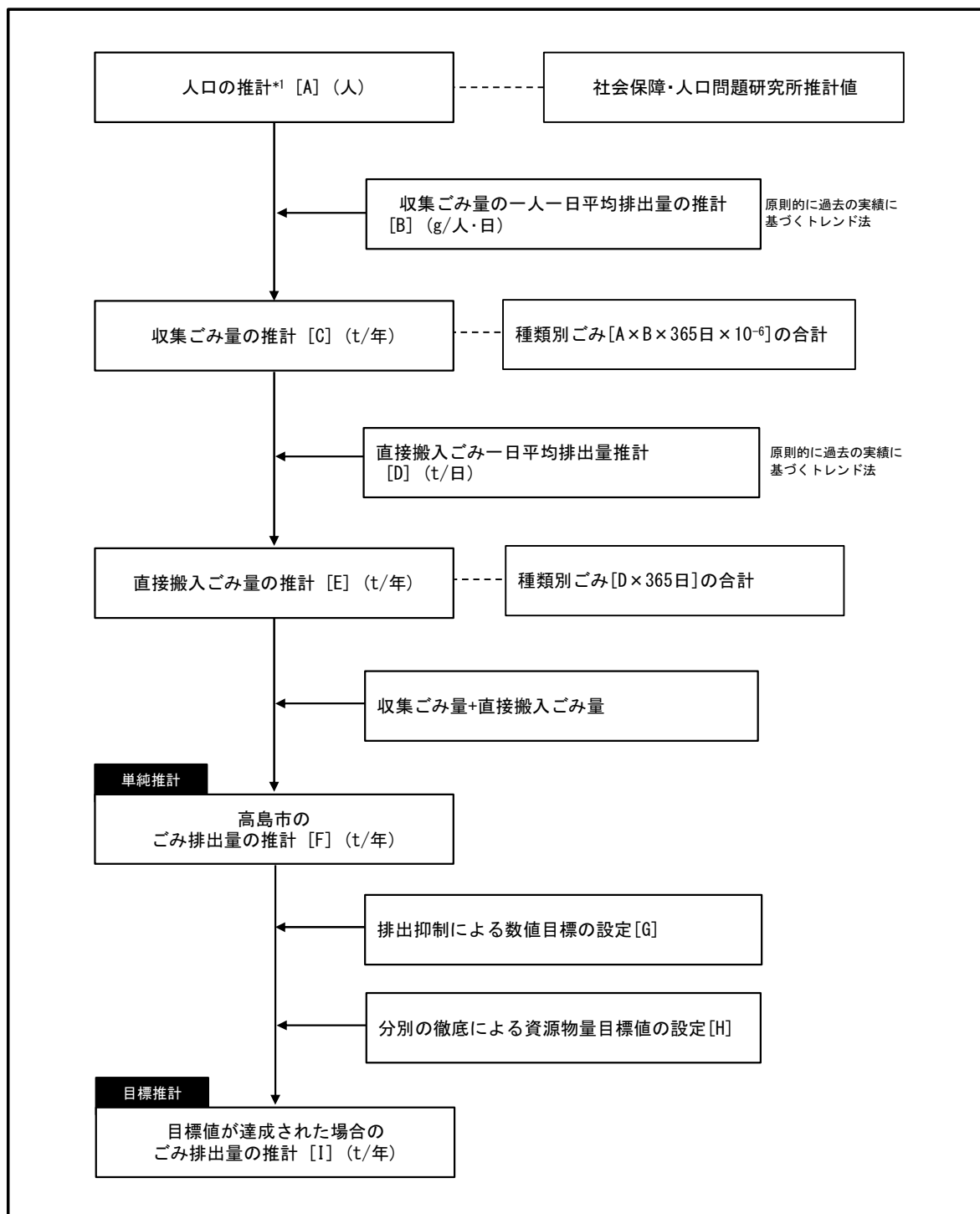
<u>R</u> e f u s e	リフューズ（いらないものは買わない）
<u>R</u> e d u c e	リデュース（使い切ってごみにしない）
<u>R</u> e u s e	リユース（くりかえし使う）
<u>R</u> e c y c l e	リサイクル（資源として再利用する）

の頭文字をとったものです。

2. 人口およびごみ排出量の予測

(1) 人口およびごみ排出量の予測方法

人口およびごみ排出量の将来推計は、図 4-2-1 に示す方法で算出しました。
また、人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計値により予測しています。



*1：人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計値により予測している。

図 4-2-1 人口およびごみ排出量の推計方法

(2) 人口の見込み

行政区域内人口の推計結果は表 4-2-1 と図 4-2-2 に示すとおりです。

本市の行政区域内人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計値により予測しています。

表 4-2-1 行政区域内人口の見込み

年度	実績	中間目標年度	計画目標年度
	H28	H33	H38
人口	50,012	48,039	45,603

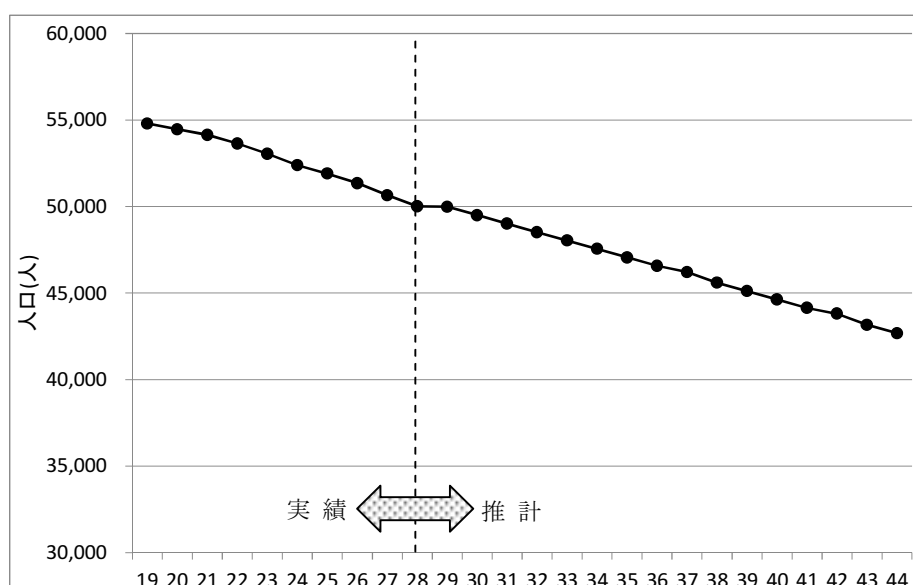


図 4-2-2 行政区域内人口の見込み

(3) ごみ排出量および処理量の見込み

単純推計でのごみ排出量および処理量は、表 4-2-2 に示すとおりです。

平成 38 年度におけるごみ排出量は約 14,484t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み処理量も減少しています。

リサイクル量は、集団回収助成制度の廃止と燃やせるごみの民間委託への移行に伴い溶融スラグが発生しないため減少する見込みです。また、最終処分量は、燃やせるごみの民間委託後は、溶融スラグの資源化分が計上できず、焼却残渣の全量が最終処分されると仮定したため、一時期増加しますが、その後、燃やせるごみ量の減少に伴い減少する見込みです。

表 4-2-2 ごみ排出量および処理量の見込み（単純推計）

		単位	実績	予測(単純推計)			
			H28	H32	H33	H37	H38
行政区内人口*1		(人)	50,012	48,517	48,039	46,214	45,603
収集ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	12,836	12,534	12,411	11,939	11,782
		(g/人・日)	703.2	707.8	707.8	707.8	707.8
	燃えないごみ	(t/年)	350	338	335	322	318
		(g/人・日)	19.2	19.1	19.1	19.1	19.1
	資源ごみ	(t/年)	960	960	946	894	878
		(g/人・日)	52.6	54.2	54.0	53.0	52.7
	有害ごみ	(t/年)	27	29	29	28	27
		(g/人・日)	1.5	1.6	1.6	1.7	1.6
	廃食油	(t/年)	11	14	14	13	13
		(g/人・日)	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8
	粗大ごみ	(t/年)	11	11	10	10	10
		(g/人・日)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	計	(t/年)	14,195	13,886	13,745	13,206	13,028
		(g/人・日)	777.6	784.1	783.9	782.9	782.7
直接搬入ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	35	54	55	58	59
		(t/日)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	燃えないごみ	(t/年)	588	588	588	588	588
		(t/日)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	資源ごみ	(t/年)	52	58	58	56	56
		(t/日)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
	粗大ごみ	(t/年)	888	891	865	773	753
		(t/日)	2.4	2.4	2.4	2.1	2.1
	計	(t/年)	1,563	1,591	1,565	1,475	1,456
		(t/日)	4.3	4.4	4.3	4.0	4.0
集団回収*2		(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		(g/人・日)	-	-	-	-	-
排出量		(t/年)	15,758	15,478	15,310	14,682	14,484
		(g/人・日)	863.3	874.0	873.1	870.4	870.2
【対H28排出原単位比】		(%)	100%	98%	97%	93%	92%
リサイクル量*3		(t/年)	1,909	1,322	1,298	1,215	1,192
リサイクル率		(%)	12.1%	8.5%	8.5%	8.3%	8.2%
最終処分量*4		(t/年)	1,776	2,077	2,062	2,002	1,983
		(%)	11.3%	13.4%	13.5%	13.6%	13.7%

*1 人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計値により予測している。

*2 集団回収は助成制度が廃止されたため、計上していない。

*3 溶融処理の停止により、溶融スラグ等の資源化分が減少すると仮定する。

*4 民間焼却施設からの残渣発生量を処理対象物量の10%と仮定して算出している。

3. 計画の目標

**燃やせるごみの総排出量を、平成 38 年度までに、
年間 10,700トン以下とする。**

(1) 目標値の設定

本計画の目標値としては、「第 2 次高島市環境基本計画」（平成 29 年 3 月）に定められた平成 37 年度総ごみ排出量 13,680 t を採用します。

この目標を受け、平成 38 年度におけるごみの一人一日あたりの排出量の目標を 807g/人・日以下（収集ごみ+直接搬入ごみ）とします。

表 4-3-1 目標値の設定

年度	目標		
	1人1日当たりごみ量	燃やせるごみ量	総量
平成28年度 (現状)	863 g/人・日	12,871 t/年	15,758 t/年
平成32年度	853 g/人・日 (▲ 1 %)	12,211 t/年 (▲ 5 %)	15,100 t/年 (▲ 4 %)
平成33年度	845 g/人・日 (▲ 2 %)	11,967 t/年 (▲ 7 %)	14,811 t/年 (▲ 6 %)
平成37年度	811 g/人・日 (▲ 6 %)	10,814 t/年 (▲ 16 %)	13,677 t/年 (▲ 13 %)
平成38年度	807 g/人・日 (▲ 7 %)	10,614 t/年 (▲ 18 %)	13,434 t/年 (▲ 15 %)

今後実施していく施策による効果を踏まえ、達成可能な設定項目および設定根拠を表 4-3-2 のとおりとします。

表 4-3-2 目標の設定根拠

ごみ種	目標設定の根拠	備考
燃やせるごみ	◆分別の徹底 ◎生ごみの減量化 ◎プラスチック製容器包装類資源化 ○紙類の資源化 その他	
燃えないごみA	単純推計のとおり推移	埋立ごみ
燃えないごみB	単純推計のとおり推移	
資源ごみ	◎プラスチック製容器包装類資源化 ○紙類の資源化	
粗大ごみ	単純推計のとおり推移	
集団回収	補助制度廃止により目標に計上しない。	

◆：目標を設定する上で前提条件となる事項
◎：重点的に実施する事項
○：継続的に実施する事項

(2) ごみ排出量の見込み（目標値）

目標値を達成した場合のごみ排出量および処理量の見込みを表 4-3-3 および図 4-3-1 に示します。

平成 38 年度におけるごみ排出量目標値は約 13,434t であり、リサイクル率が約 10.2%、最終処分量が約 1,860t と見込まれます。

リサイクル率が減少する主な要因は、平成 30 年 3 月以降、燃やせるごみの民間委託が開始し、溶融スラグの資源化が見込めなくなったためです。

表 4-3-3 ごみ排出量および処理量の見込み（目標値）

		単位	実績	予測(目標推計)				
			H28	H32	H33	H37	H38	
行政区域内人口*1		(人)	50,012	48,517	48,039	46,214	45,603	
収集ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	12,836	12,158	11,914	10,761	10,560	
		(g/人・日)	703.2	686.6	679.5	637.9	634.4	
	燃えないごみ	(t/年)	350	338	335	322	318	
		(g/人・日)	19.2	19.1	19.1	19.1	19.1	
	資源ごみ	(t/年)	960	960	946	1,073	1,055	
		(g/人・日)	52.6	54.2	54.0	63.6	63.4	
	有害ごみ	(t/年)	27	29	29	28	27	
		(g/人・日)	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	
	廃食油	(t/年)	11	14	14	13	13	
		(g/人・日)	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	
	粗大ごみ	(t/年)	11	11	10	10	10	
		(g/人・日)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	計		(t/年)	14,195	13,510	13,248	12,207	11,983
			(g/人・日)	777.6	762.9	755.6	723.6	719.9
直接搬入ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	35	53	53	53	54	
		(t/日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	燃えないごみ	(t/年)	588	588	588	588	588	
		(t/日)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	
	資源ごみ	(t/年)	52	58	58	56	56	
		(t/日)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	
	粗大ごみ	(t/年)	888	891	865	773	753	
		(t/日)	2.4	2.4	2.4	2.1	2.1	
	計		(t/年)	1,563	1,590	1,563	1,470	1,451
			(t/日)	4.3	4.4	4.3	4.0	4.0
集団回収		(t/年)	0	0	0	0	0	
		(g/人・日)	0	0	0	0	0	
排出量		(t/年)	15,758	15,100	14,811	13,677	13,434	
		(g/人・日)	863.3	852.7	844.7	810.8	807.1	
【対H28排出原単位比】		(%)	100%	96%	94%	87%	85%	
リサイクル量		(t/年)	1,909	1,322	1,298	1,392	1,367	
リサイクル率		(%)	12.1%	8.8%	8.8%	10.2%	10.2%	
最終処分量		(t/年)	1,776	2,040	2,012	1,884	1,860	
		【対排出量】	(%)	11.3%	13.5%	13.6%	13.8%	13.8%

*1 人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所推計値により予測している。

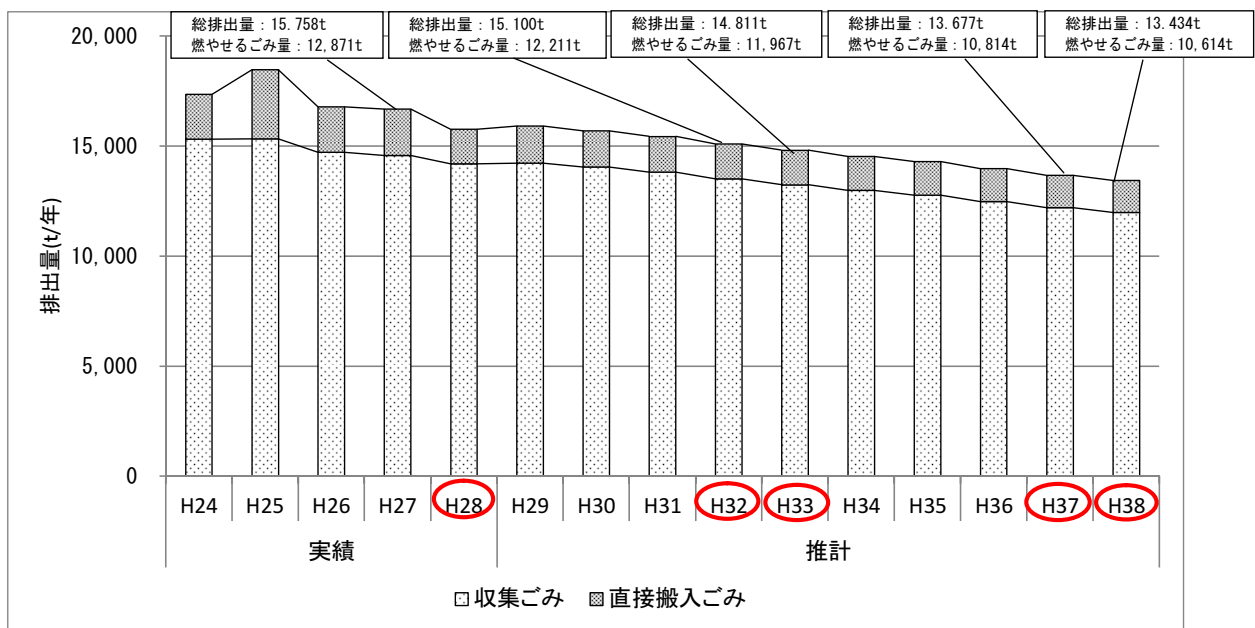


図 4-3-1 ごみ排出量および処理量の見込み（目標値）

単純推計値と目標値のごみ排出量の見込みは、図 4-3-2 に示すとおりです。

図 4-3-2 における単純推計値と目標値の差分が、今後の施策によってごみ減量の効果が見込まれる量です。

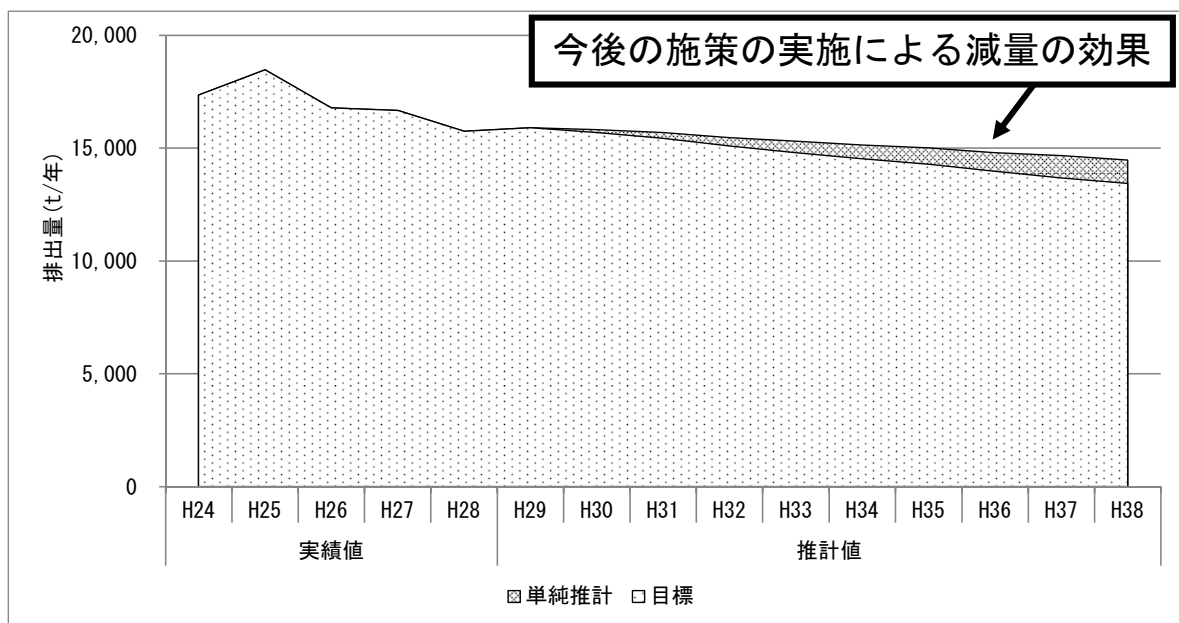


図 4-3-2 単純推計値と目標値の推移

4. 施策の体系

本市において、基本方針の「ごみの減量化とリサイクルの推進」を柱とした施策を展開していきます。施策の体系は、図 4-4-1 に示すとおりです。

重点施策は、「生ごみ減量化とプラスチック製容器包装類資源化」です。

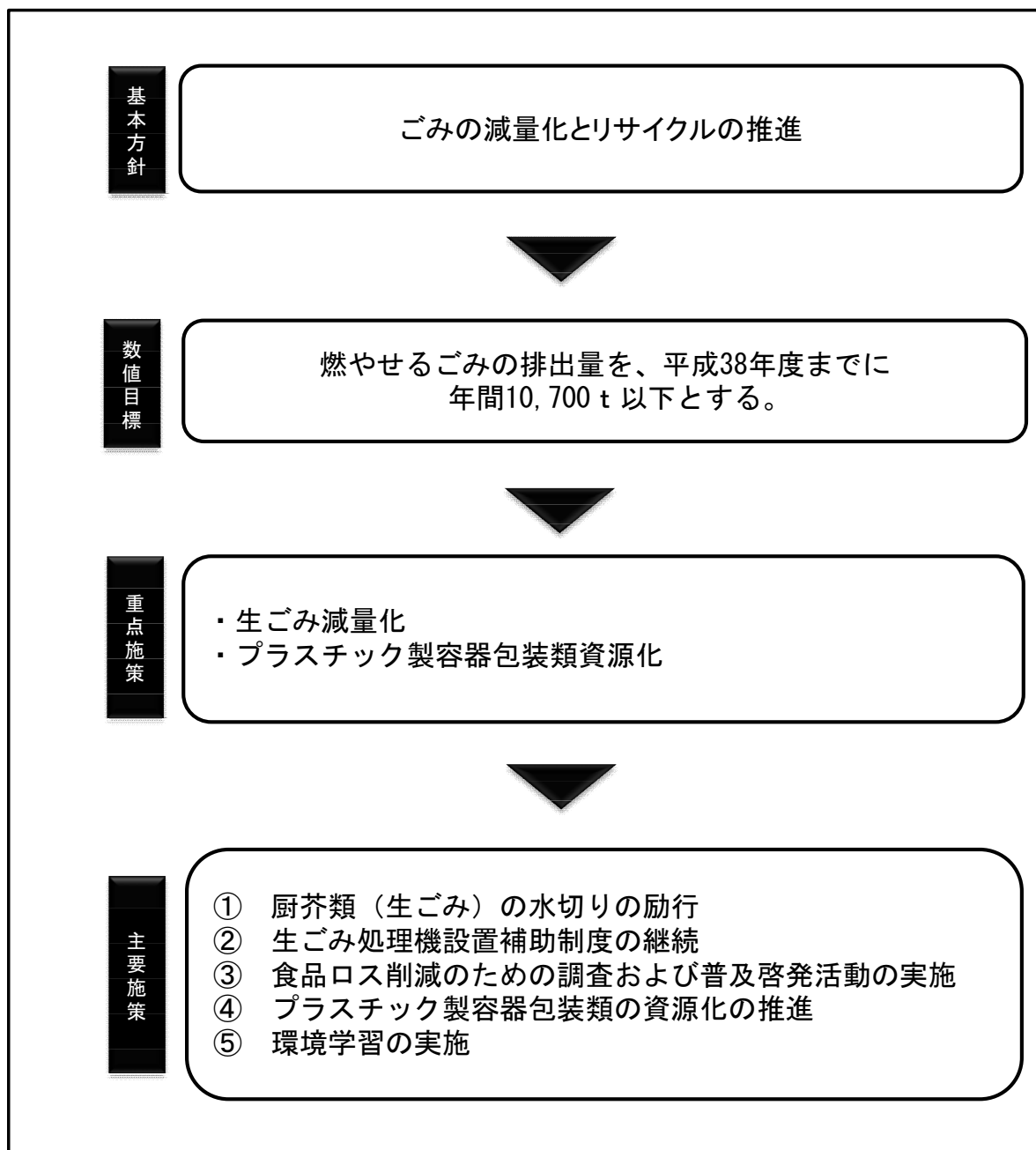


図 4-4-1 施策の体系

5. 重点施策

(1) 「生ごみ減量化・プラスチック製容器包装類資源化」の推進

本市の平成 28 年度のごみ処理量は、15,758t です。そのうち、12,871t が燃やせるごみで、厨芥類(生ごみ)やプラスチック製容器包装類が多く含まれています。

そこで、本市では、燃やせるごみに含まれている厨芥類(生ごみ)やプラスチック製容器包装類の減量化・資源化を推進するため、下記の活動内容を中心に実践します。

具体的な活動内容

- ① 厨芥類（生ごみ）の水切りの励行
- ② 生ごみ処理機設置補助制度の継続
- ③ 食品ロス削減のための調査および普及啓発活動の実施
- ④ プラスチック製容器包装類の資源化の推進
- ⑤ 環境学習の実施

生ごみの発生の抑制と減量にご協力ください

生ごみにはさまざまな減量方法があります
まずは、皆さんに合った減量方法を見つけてください

水切りをするポイント
水切りを徹底するだけでもかなりの減量になります。
1. **水**切りネットを使い、生ごみの水分を絞る！
2. **水**切り道具を使い、水分を絞る！ごみの水分を絞る！

乾燥させるポイント
1. **お**茶がらやコーヒーかす等は一晚おいて乾かす！
2. **果**物の皮等は日干しにし、乾燥させる！

めらさないポイント
生ごみをむだにめらしていませんか！
めらさないことで、生ごみが腐敗しにくくなり、いやなおいも出ません
1. **野**菜の使えない部分は洗う前に切り落とす！
2. **洗**う前に皮むきをする！
3. **三**角コーナーとは別に紙箱等を利用する！

生ごみにしないポイント
生ごみを減らすためには、まずは「生ごみを出さない工夫」をしましょう！
1. **た**めすぎない → 買い物に行く前に、冷蔵庫の中を確認！
2. **作**りすぎない → 食べ残さないように、食べる量を考慮して献立を決める！
3. **食**材を使い切る → 食材を余らせることなく使い切る！
冷蔵庫の中にあるものだけで料理をする日を作る！

図 4-5-1 生ごみの発生抑制および減量協力のチラシ

6. 主要施策と市民・事業者の取り組み

(1) 主要施策

① 厨芥類（生ごみ）の水切りの励行

燃やせるごみの 46.5%を水分が多い厨芥類（生ごみ）が占めており、厨芥類（生ごみ）中の水分を減らすことで減量効果が期待できます。また、市内では、水切りネットを使用して生ごみを簡単に絞ることにより、約 10%の減量化につながった事例もあることから「生ごみの水切り」の実施について繰り返し啓発を行います。さらに、水切り器のモニター事業を実施し減量効果の検証を行うとともに、結果を広報等で公表し市民への啓発を行っていきます。

② 生ごみ処理機設置補助制度の継続

本市では、生ごみの減量化・堆肥化を推進していくため、生ごみ処理機等の購入補助を行っています。今後も、この補助制度を継続し、市民や事業者に対して積極的な利用を呼びかけるとともに、利用者へのアンケート調査を実施し、その結果を広報誌等で公表するなど、市民への啓発にもつなげていきます。また、必要に応じてこの購入補助制度の見直しも行っていきます。

③ 食品ロス削減のための調査および普及活動の実施

県や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品廃棄を抑制する取り組みや食品の食べきりの啓発を行うなど食品ロスの現状把握とともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、事業者が排出する食品ロスの削減を推進します。

また、県等の関係機関と連携しながら、市民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での注文のし過ぎや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた普及啓発を実施します。

④ プラスチック製容器包装類の資源化の推進

現在、ボトル類のみを対象とし再資源化を実施しているプラスチック製容器包装類の回収を継続するとともに、対象を全品目に拡大することを検討します。

新ごみ処理施設建設までの期間は、燃やせるごみの処理については、県外の民間業者へ委託することとなり、燃やせるごみ量の削減と資源化の促進を図るためにもプラスチック製容器包装類全体の分別収集について他市の状況を調査し、実施については収集方法、収集体制の調整や市民への啓発方法等を検討し、実施時期を決定していきます。

⑤ 環境学習の実施

ごみの減量化をすすめるため、ごみの分別方法や生ごみの水切りなどについて啓発を行う環境学習会を地域や学校、職場等に出向いて実施します。なお、実施については、広く広報を行うとともに、エコライフ推進協議会やシルバー人材センターとの連携を図っていきます。また、学習会実施後にはアンケート調査等を行い受講者の理解度や実施状況について確認するとともに、フォローが必要な場合は、繰り返し環境学習会を行うなど、ごみの分別や生ごみの水切りなどを日常生活で実践してもらえよう取り組んでいきます。

(2) ごみの排出抑制と再資源化

① 市民の役割

ア. ごみの分別の協力

各種団体が実施している集団回収に積極的に参加するとともに、本市が実施している資源ごみ等の分別収集に協力していきます。

イ. 生ごみの減量化

生ごみはしっかり水切りをして収集場所に出したり、生ごみ処理機等を活用するなど、生ごみの減量化を実践します。

また、コンポスト等を利用して生ごみの堆肥化を行い、資源として活用していきます。

ウ. 市内イベントや研修会等への参加

ごみの減量やリサイクルに関する各種イベントや研修会に積極的に参加します。

エ. 簡易包装や再生品の使用促進

買い物の際には、マイバックを持参するように努めるとともに、過剰包装の商品や使い捨ての商品を出来るだけ買わないようにするなど、包装紙等の減量化を図るため、簡易包装商品を購入するとともに、再生品を使用するなど環境に配慮した行動を実践します。

② 事業者の役割

事業者は、排出、製造、流通・販売の各段階においてごみの排出抑制と資源化に努めます。

ア. 排出事業者

事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制や資源化に努め

ます。

従業員に対して、ごみの排出抑制や資源化の意識を高めていきます。

事業所で使用する事務用品等に再生品を使用するように努めるとともに、事業活動に使用するものについてもできるだけ再生品を使用するように努めます。

生ごみについては、食品リサイクル法に基づき、堆肥化などの減量化や資源化を推進していきます。

本市が実施するごみの施策に積極的に協力し、事業系ごみの減量化・資源化を推進します。

イ. 製造事業者

使い捨て容器の製造を自粛し、環境にやさしい、リサイクルを考えた製品の開発に努めます。

長期間使用ができるような製品の開発に努め、修理などのサービスの拡大に努めていきます。

再生した資源を使用した製品の開発を拡大するように努めます。

本市が実施するごみの施策に積極的に協力し、事業系ごみの減量化・資源化を推進していきます。

ウ. 流通・販売業者

過剰にならない包装方法を開発するように努めます。

使い捨て容器の販売を自粛し、環境にやさしい、リサイクルを考えた製品の販売に努めます。市民のマイバッグ持参等の減量化・資源化運動に積極的に協力していきます。

本市が実施するごみの施策に積極的に協力し、事業系ごみの減量化・資源化を推進していきます。

③ 行政の役割

ア. 教育、啓発活動の充実

市民や事業者に対してごみの排出抑制や再資源化、ごみの分別方法などをパンフレットや広報誌などを通して周知に努め、意識を高めていきます。また、市内の学校や地域、事業者に要請し、施設見学会や、環境学習会などの開催を通して、ごみの減量と再資源化は身近な問題であることを意識していただけるよう、啓発活動に取り組みます。

さらに、市民の意識を高めるため、団体などの取り組み内容を広報誌に掲

載するとともにごみ減量に取り組む市民や団体の表彰についても検討します。

イ. ごみの排出抑制のための支援

生ごみ処理機等の購入補助を継続し、生ごみの減量化・堆肥化を推進していくとともに、水切り器のモニター事業を実施し減量効果の検証を行い結果を公表し市民への啓発を行っていきます。

ウ. ごみ処理費用の負担に関する検討

現在、施設に直接搬入されるごみ、収集される粗大ごみ（個別に）および事業系ごみについてのみ有料化しています。

今後は、ごみの排出抑制を図るため、他市の状況等を調査・分析し、ごみ処理費用の負担についても検討します。

エ. 事業系ごみの排出抑制啓発

事業系ごみを排出する事業所等に対して、ダンボールやシュレッダー紙などの古紙類の資源化や生ごみの堆肥化などによる排出抑制を促すため啓発を実施します。

オ. 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収の推進・拡大や、マイバッグ持参を呼び掛ける取り組みを実施します。

加えて、簡易包装や量り売りなどのごみ減量についても協力店舗を中心に推進していくことを検討します。

カ. 市内イベントの支援

ごみの排出抑制や資源化に対する意識を高めるため、本市内で開催されるフリーマーケットやリサイクルフェアなどの各種イベントに対して広報協力などの支援を行います。

7. ごみの適正処理に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

① 基本方針

収集・運搬について、家庭系ごみおよび事業系の可燃ごみは、原則本市が主体となって収集運搬を行います。粗大ごみや事業系の可燃ごみ以外のごみ、臨時に排出されるごみについては、排出者自らが施設に直接搬入を行います。

② 収集区域の範囲

収集区域は、本市全域とします。

③ 収集運搬の方法

分別・収集区分および収集運搬体制は、必要に応じて見直しを検討します。

④ 収集運搬に関する施策

施策1 排出容器等の統一

ごみの排出容器は、地域ごとに違いがあるため、適正な排出容器の検討など統一に向けて調整を図ります。

施策2 分別徹底の啓発・指導

排出や搬入されるごみの分別が不徹底の場合は、収集運搬などに支障をきたします。そのため、ごみ分別について市民啓発や事業者指導を行っていきます。

なお、分別が不徹底であるなど、不適切なごみ出しが行われている場合は、啓発ステッカーを貼り収集しないなどの対応を行っていきます。

また、分別徹底の啓発や指導については、環境学習会、広報誌、防災行政無線等を活用し啓発していきます。

施策3 プラスチック製容器包装類の資源化の推進

現在、ボトル類のみを対象とし再資源化を実施しているプラスチック製容器包装類の回収を継続するとともに、対象を全品目に拡大することを検討します。

実施について、他市の状況の調査や収集方法、収集体制の調整や市民への啓発方法等を検討し、実施時期を決定していきます。

(2) 中間処理計画

① 基本方針

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程です。

本市では、平成30年2月に高島市環境センター(焼却施設)を停止しますが、停止後は積替え施設として活用します。

② 中間処理の方法および量

燃やせるごみは、民間業者にごみ処理を委託し焼却処理を行います。

資源ごみおよび粗大ごみは、高島市環境センター（リサイクルプラザ施設）において破碎・選別などの処理を行い、資源化を進めていきます。

なお、燃えないごみB類については使用済小型家電リサイクル事業を積極的に活用し、資源化を図っていきます。

表 4-7-1 中間処理量の見込み（目標値）

	実績	予測（目標）			
	H28	H32	H33	H37	H38
中間処理量	15,460	14,759	14,459	13,287	13,036
焼却処理*1	13,736	13,054	12,790	11,568	11,351
破碎・選別処理*2	1,724	1,705	1,669	1,719	1,685

*1 予測（目標）には民間委託分を計上（燃やせるごみ+可燃残渣）

*2 廃食用油は含まない。

③ 中間処理に関する施策

施策 1 新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設の整備にあたっては、高島市環境センター在り方検討委員会の答申(平成 27 年 12 月)を受け、地元地域との信頼構築を最優先に取り組むとともに長期的な視点に立ち維持管理費等にも考慮しつつ整備方式、処理方式、運営方式等について検討を行い、用地選定、基本構想、環境影響調査、設計、施設建設の工程を経て、平成 38 年 4 月の供用開始を目標に整備を行います。

なお、新ごみ処理施設が整備されるまでの燃やせるごみの処理は、県外の民間業者に委託します。

施策 2 不燃・資源・粗大ごみの適正処理の推進

今後、高島市環境センター(リサイクルプラザ施設)で処理されるごみの変動を考慮しつつ、適正かつ効率的な処理が行えるよう新ごみ処理施設整備と関連付けながら施設の在り方について検討を行います。

(3) 最終処分計画

① 基本方針

本市から排出される埋立対象物は、燃やせるごみの民間委託に伴い、燃やせるごみの焼却残渣の最終処分は民間委託とし、それ以外の埋立対象物は、当面は現状と同様に埋立処分を行うものとし、埋立完了が近づいている最終処分場について、残余容量を把握するとともに、今後の処分方法も検討していきます。

② 最終処分の方法および量

最終処分の方法は、現状と同様に行います。

本市の最終処分量は、表 4-7-2 に示すとおりであり、燃えないごみの民間委託により一時期増加しますが、長期的には減少傾向に転ずる見込みです。

表 4-7-2 最終処分量の見込み（目標値）

	実績	予測(目標)			
	H28	H32	H33	H37	H38
最終処分量	1,776	2,040	2,012	1,884	1,860

③ 最終処分に関する施策

施策 1 今後の最終処分方法の検討

本市は、3 箇所の最終処分場（今津・朽木・新旭）が稼働していますが、一部の最終処分場は、残余容量が少なく埋立完了が近づいています。今後は、詳細に残余容量を把握するための調査を行うとともに、最終処分の方法を検討していきます。

施策 2 埋立完了後の跡地利用計画

本市には、埋立完了した最終処分場が 3 箇所存在します。今後は、これらの処分場は廃止手続きをした上で、跡地利用について検討していきます。

なお、跡地利用については、地域住民の意向等も踏まえ、有効活用を検討していきます。

(4) その他の計画

① 施策推進のための体制づくり

市内には、市が設置する未来へ誇れる環境づくり推進委員会、ごみ減量についての啓発事業を実施しているエコライフ推進協議会やシルバー人材センターがあることから、これらの団体との連携を図りながら、市民や事業者の協力によるさらなるごみ減量や資源化の推進のための体制を構築していきます。

② 事業者への協力

事業者に対し、ごみの分別、減量化についての広報を行い、事業者から排出されるごみの適正な排出について意識の向上を図ります。

③ 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されています。

そのため、不法投棄防止に関する取り組みは、防止看板の設置や各種啓発パンフの配布を通して、廃棄物を捨てにくい環境を創ることにより、不法投棄防止の普及啓発を図ります。

また、地元住民、滋賀県や警察等関係機関と連携したパトロールを実施していきます。

④ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 30 年 3 月から燃やせるごみの処理を県外の民間業者に委託するため、災害廃棄物についても現施設において処理できないことから、その期間に発生した災害に対する廃棄物の処理について、災害廃棄物処理計画を平成 30 年度に策定します。また、平成 30 年度に県外の民間業者との協定締結や近隣市町との広域連携について検討し、迅速に対応できる体制を整えます。

⑤ 在宅医療廃棄物の処理

家庭から排出される在宅医療廃棄物の中には、特に医師等の訪問を伴わずに患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針などが含まれている可能性があります。過去にごみ袋内にあった在宅医療注射針がごみ収集者に刺さる事件があるなど、在宅医療廃棄物による事故を防ぐためにも、安全で適切な廃棄システムを構築する必要がありますが、本市においては、原則として医療機関・販売業者等を通じ処理を行うものとし、収集・運搬および処理については行わないものとします。